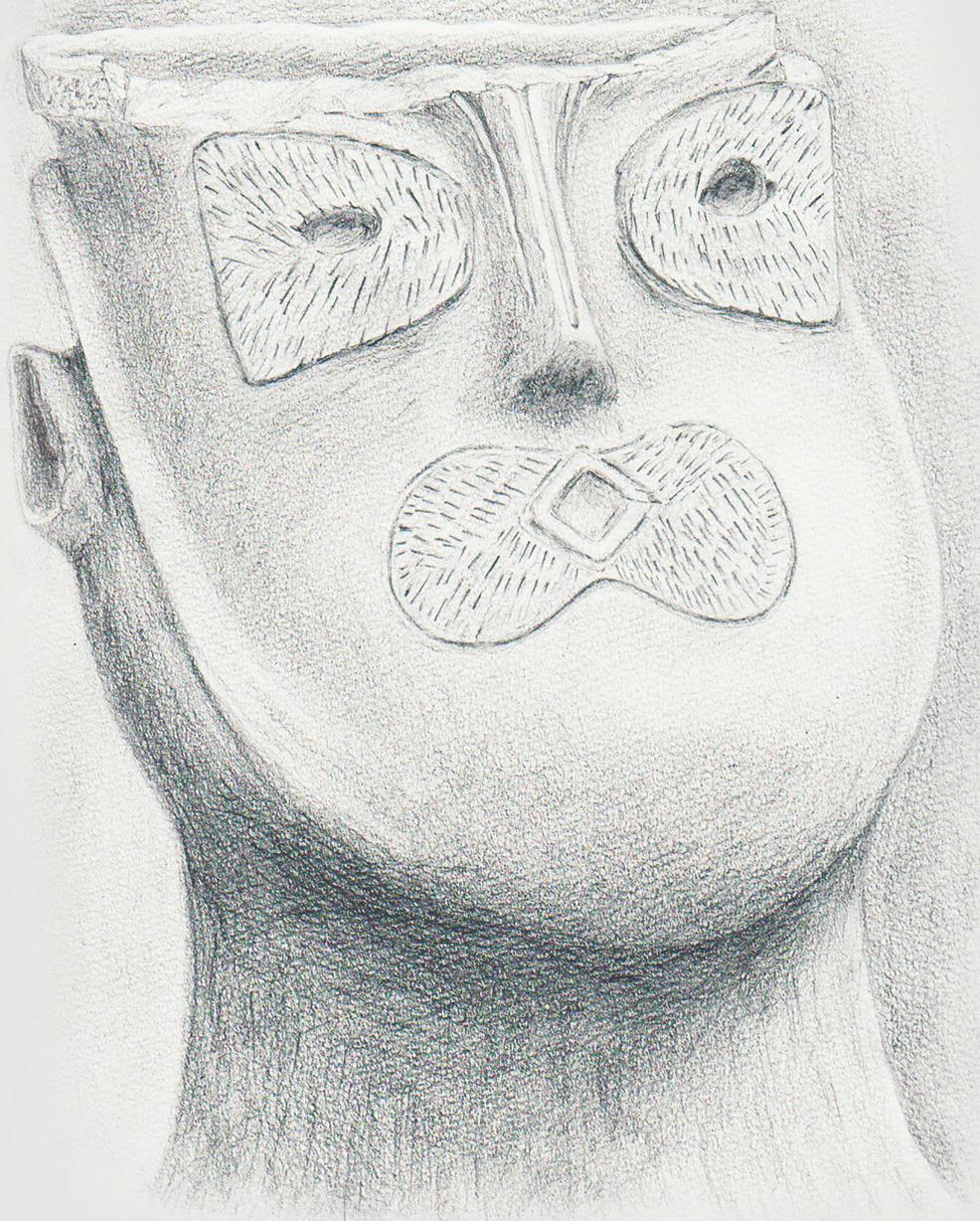


史跡 泉坂下遺跡

—保存活用計画—



令和2年10月



常陸大宮市教育委員会

史跡泉坂下遺跡保存活用計画

令和2年10月

常陸大宮市教育委員会

はじめに

茨城県北西部に位置する常陸大宮市は、北に八溝・久慈山系の山地が連なり、南西端を那珂川、東側を南北に縦断する久慈川が、市域の中央には久慈川支流の玉川と那珂川支流の緒川が南北に流れ、高度に応じた緑豊かな丘陵・台地・低地を形成し、原始・古代からの重要な遺跡が多く残されています。

常陸大宮市泉地区字坂下に位置する泉坂下遺跡は、再葬墓遺跡として初めて平成29年（2017）10月に国史跡に指定されました。また本史跡からは、国内最大の人面付壺形土器を含む壺形土器54点、甕形土器残欠2点、滑石玉5点から成る遺物61点が出土しており、史跡指定と同年の9月に国の重要文化財に指定されています。

このように貴重な史跡を、確実に保存し未来へ伝えていくために、令和元年度に学識経験者、地域住民及び教育機関からの代表者によって構成される、泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会を設置し、保存活用の基本方法や整備の方向性等について協議を重ねて、当保存活用計画を作成いたしました。

今後は、本計画に示した方向性のもと、史跡泉坂下遺跡が次世代へ確実に保存・継承されるとともに、歴史学習の場や再葬墓研究の拠点として活用・整備を行い、より多くの人々に親しんでいただけるよう、具体的な整備計画の検討へと進めてまいります。

最後となりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導ご助言いただきました泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会の皆様、文化庁文化財第二課、茨城県教育庁総務企画部文化課の関係職員の皆様方、全般にわたりご協力いただきました地元の皆様、ほか関係者の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後ともご指導ご協力をお願い申し上げます。

令和2年10月

常陸大宮市教育委員会
教育長 茅根 正憲

目 次

第1章	市の概要及び計画策定の沿革・目的	
第1節	常陸大宮市の概要	1
第2節	計画策定の沿革・目的	2
第3節	委員会の設置	3
第4節	行政上の位置付け	6
第5節	計画の期間	9
第2章	史跡周辺的环境	
第1節	社会的環境	10
第2節	自然的環境	11
第3節	歴史的環境	16
第3章	史跡の概要	
第1節	泉坂下遺跡の概要	26
第2節	指定の概要	32
第4章	本質的価値とその周辺	
第1節	史跡をめぐる価値	37
第2節	史跡及びその周辺の構成要素	42
第5章	保存活用に向けた現状・課題	
第1節	保存の現状・課題	43
第2節	活用の現状・課題	45
第3節	整備に向けた現状・課題	49
第4節	運営・体制の現状と課題	51
第6章	保存活用の目標と基本方針	
第1節	保存活用の目標	52
第2節	基本方針	52
第7章	保存（保存管理）	
第1節	保存の方向性	53
第2節	保存の方法	53
第3節	現状変更等の取扱	57
第4節	史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の手法	59
第5節	史跡の追加指定	59
第6節	公有地化	59

第8章	活 用	
第1節	活用の方向性	60
第2節	活用の方法	60
第9章	整 備	
第1節	整備の方向性	65
第2節	整備の方法	65
第10章	運営・体制	
第1節	運営・体制の方向性	67
第2節	運営・体制の方法	67
第11章	施策の実施計画の策定・事業の実施	69
第12章	経過観察	
第1節	経過観察の方向性	71
第2節	経過観察の方法	71

第1章 市の概要及び計画策定の沿革・目的

第1節 常陸大宮市の概要

位置 常陸大宮市は、那珂郡大宮町、山方町、美和村、緒川村及び東茨城郡御前山村の5町村が合併し、平成16年(2004)10月16日に誕生した。茨城県の北西部に位置し、栃木県との県境に接する。

面積 東西約20.8km、南北約26.4km。面積は348.45㎢で県内2番目の規模である。

地形 八溝山地及び阿武隈山地南端と関東平野周縁台地北端の境界部に位置し、東に久慈川、南に那珂川の2大河川が、中央部を緒川と玉川がそれぞれ流れている。森林が広がる北部の八溝・阿武隈山地や、南部の起伏のなだらかな丘陵地、農地や市街地からなる大宮台地、河川沿いの水田や集落からなる谷底平野等、変化に富んだ地形がみられる。南東部の河川の流域には水田地帯が開けている。市域の約17%が農地として利用され、約60%が森林原野である。

気候 比較的小雨低温の関東北部の内陸型で、年間平均気温は約13℃、年間降水量は1,400mm前後、降雪は年間数回程度と過ごしやすい地域である。

人口 常陸大宮市の平成29年(2017)4月時点の人口は約42,000人であり、世帯数は約16,000世帯である。年齢別人口をみると、60歳代が約7,400人と最も多く、次いで、50歳代が約5,400人である。60歳以上の人口は、全人口の43.3%である。高齢化率(65歳以上の老年人口割合)は、平成27年(2015)には32.9%と超高齢社会に突入している。

本市の人口動態の推移において、自然動態は、死亡数が出生数を上回る減少傾向となっており、社会動態は、転出数が転入数を上回る減少傾向となっている。人口動態の推移は、人口の流出化の傾向となっている。地域別人口をみると、大宮地域が約25,000人と最も多く、次いで、山方地域が約6,000人である。世帯数も同じように大宮地域が最も多い。



図1-1 常陸大宮市位置

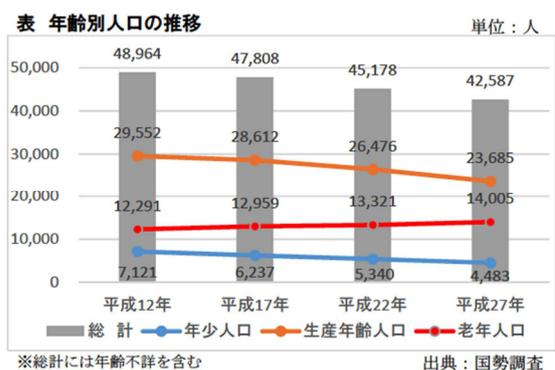


図1-2 年齢別人口の推移

産 業 本市は、茨城県都市計画マスタープランにおいて周辺の市町に対して広く就業やレジャー・ショッピング等の場を提供する拠点性と魅力を有した「県北山間ゾーンの中核的都市」として位置づけられており、産業人口構造は、第1次産業が約14%、第2次産業が約32%、第3次産業が約53%である。物流・産業の拠点としては水戸北部中核工業団地や宮の郷工業団地があり、大規模な店舗を含む商業・業務施設が東富中江幡線（国道118号バイパス）沿道に集積している。

交 通 本市の主要道路は、国道118号、国道123号、国道293号及び県道常陸大宮御前山線が、中心市街から山方・美和・緒川及び御前山地域へと放射状に延びている。

第2節 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

国指定史跡 泉坂下遺跡（以後「史跡」と記述）は、平成29年（2017）10月に、常陸大宮市初となる、国史跡に指定された。また当史跡は、再葬墓遺跡として国内初の指定史跡であり、国内最大の人面付壺形土器が出土した全国的にも重要な遺跡である。なお、再葬墓遺構から出土した人面付壺形土器1点、壺形土器53点、甕形土器残欠2点、滑石玉5点から成る遺物61点は、史跡指定と同年の9月に国の重要文化財に指定されている。

このように貴重な史跡を、確実に保存し未来へ伝えていくと共に、より多くの人々に親しまれるための活用を推進するために、平成30年度（2018）より本計画の策定を開始した。

2 計画の目的

史跡は、平成18年（2006）に最初の発掘調査が行われて以降、市の教育委員会によって、徐々に保存や活用に向けての取組がなされてきた。指定後間もないため、史跡現地は未整備であり、積極的な活用も十分とはいえない状況である。

本計画を作成することにより、史跡の調査・研究成果及び現状を整理し、国指定史跡としての本質的価値と構成要素を明確化する。また、その本質的価値を適切に保存し、次世代へ確実に伝えていくために、歴史学習の場や再葬墓研究の拠点としての活用・整備を行うことを目的とする。

3 計画の対象

計画の対象範囲は、再葬墓遺構群が確認されている指定区域約6,000㎡の範囲である。必要に応じ、常陸大宮市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）で「上野・村田地区 岩崎用水ライン文化財保存活用区域～泉坂下遺跡の周辺散歩で常陸大宮の5000年をタイムトリップ！～」に設定した地域と連動した整備を進めることとする。

4 計画の評価・見直し

長期的視点で保存・活用を図っていく事業等も含まれるため、本計画の推進に当たっては、実現に必要な各実施計画を策定し、経過観察等による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要がある場合には、見直しを行うこととする。また遺跡を取り巻く地域のまちづくりの取組状況や社会的環境の変化、上位・関連計画の見直し、調査・研究の進展等により、計画の内容を変更する必要がある場合も見直しを行うこととする。



図 1-3 史跡泉坂下遺跡を中心とした文化財保存活用区域図

第3節 委員会の設置

本計画の策定に当たっては、学識経験者、地域住民及び教育機関からの代表者によって構成される「泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会」を設置し、必要に応じて庁内関連部署と連携を図りながら検討を行った。委員会の設置要綱や構成委員、委員会の開催経緯については次のとおりである。

1 泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 泉坂下遺跡を適切に保存し、その活用及び整備を検討・運営するため、常陸大宮市泉坂下遺跡活用整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 泉坂下遺跡の保護及び保存に関すること。
- (2) 泉坂下遺跡の有効活用に関すること。

- (3) 泉坂下遺跡の整備に関すること。
- (4) その他前3号に掲げる事項の推進に関し必要なこと。

(組織及び委員の任期)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、常陸大宮市教育委員会教育長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育機関関係者
- (3) 泉坂下遺跡周辺の地域住民代表者
 - 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号に掲げる者として委嘱した委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、第3条第1項第2号掲げる者として委嘱した委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、会議における職務を代理する。

(専門部会)

第5条 遺跡の保存技術や調査研究等に関する専門的な検討を行うため、委員会に学識経験を有する委員で組織した専門部会を置く。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化スポーツ課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年(2019)4月1日から施行する。

2 委員会の開催及び協議の経緯

回	日時	場所	主な議題
第1回	令和元年(2019) 6月20日(木)	常陸大宮市役所 2F会議室	・保存活用計画の項目と概要について ・第6次確認調査について
第2回	令和元年(2019) 11月14日(木)	常陸大宮市役所 3F会議室	・保存活用計画の保存と活用方法について
第3回	令和2年(2020) 3月18日(水)	常陸大宮市役所 2F会議室	・保存活用計画について

表1-1 泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会委員一覧

氏名	構成	所属・役職
川崎 純徳	学識経験者	茨城県考古学協会顧問
石川 日出志	学識経験者	明治大学文学部教授
相田 美樹男	学識経験者	常陸大宮市文化財保護審議会委員
鈴木 素行	学識経験者	常陸大宮市史編さん委員会考古部会長 常陸大宮市文化スポーツ課嘱託職員
谷口 陽子	学識経験者	筑波大学人文社会系准教授 茨城県文化財保護審議会委員
後藤 孝行	学識経験者	常陸大宮市史編さん審議会委員 常陸大宮市文化財保護審議会委員
高橋 弘道	教育機関	常陸大宮市上野小学校校長
菅又 章雄	教育機関	常陸大宮市第二中学校校長
秋山 信夫	地域代表	泉坂下遺跡をまもる会会長
中村 晴夫	地域代表	常陸大宮市根本区長
上川 信也	地域代表	常陸大宮市泉区長

委嘱（任命）期間 平成31年（2019）4月1日～令和2年（2020）3月31日

表1-2 オブザーバー

氏名	所属・役職
山下 信一郎	文化庁文化財第二課史跡部門 主任調査官
芳賀 友博	茨城県教育庁文化課課長補佐
齋藤 和浩	茨城県教育庁文化課文化財保護主事

表1-3 事務局

氏名	所属・役職
皆川 嗣郎	教育委員会次長兼文化スポーツ課長
石井 聖子	教育委員会文化スポーツ課参事
中林 香澄	教育委員会文化スポーツ課主幹
萩野谷 悟	教育委員会文化スポーツ課嘱託職員

第4節 行政上の位置付け

常陸大宮市では、市の最上位計画である「常陸大宮市総合計画」をはじめ、「常陸大宮市教育振興基本計画」や「地域計画」などの個別計画を策定している。本計画は、これら上位関連計画との整合性を図りながら策定した。

1 上位計画

(1) 常陸大宮市総合計画「ひたちおおみや未来創造ビジョン」

平成29年度(2017)に策定した「常陸大宮市総合計画」(目標年次:平成62年度(2050))においては、「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」を都市の将来像として掲げ、一人ひとりが自分らしく輝き、誰もが安心して快適に暮らせ、いつまでも活力にあふれ、誇りを持ち続けることができるまちを目指している。

常陸大宮市総合計画は、基本構想(20年)、基本計画(5年)、重点事業計画(3年)の3構造からなり、大綱1に「未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち」を掲げ、政策2「生涯にわたって元気に学び合うまちづくり」において施策として「歴史文化遺産の保護・活用と芸術・文化の振興」を挙げている。施策の方向は、歴史文化遺産の保護・活用と施設の充実とし、史跡泉坂下遺跡の国重要文化財および史跡の指定に向けた取組を行っていくとともに、文化財等保存・展示施設の充実に向けて整備計画を策定し、施設の整備を進めるとしている。

(2) 常陸大宮市教育振興基本計画

平成25年度に策定し、平成30年度(2018)に改訂した「常陸大宮市教育振興基本計画 後期改訂版」では、生まれ故郷である常陸大宮市の誇れるものやかけがえのないものから学び、一人ひとりが生まれ故郷で輝くとともに、故郷遠くにあっても故郷を愛し、慈しむことのできる心を醸成する教育を「郷育」としている。さらに、まちづくりの中心に「郷育」を据える「郷育立市」を推進するため、「郷土でも輝くことのできるひとづくり」をキーワードに、市教育委員会と連携して地域の特色を活かした各種事業を展開している。加えて、史跡を誇るべき文化遺産として保存・活用し、後世に伝えることが市の責務だとしている。

(3) 常陸大宮市文化財保存活用地域計画

平成31年(2019)4月1日施行の改正文化財保護法第183条に基づいて、「常陸大宮市文化財保存活用地域計画」を策定し、令和2年(2020)7月に国の認定を受けた。次期総合計画基本計画を地域計画に反映し、教育振興基本計画と歩調を合わせるために、第1次常陸大宮市「地域計画」の計画期間を、令和2年度(2020)から令和9年度(2027)の8年間としている。また、計画期間の半期4年で事業評価と見直しを行い、第2次地域計画からは、総合計画基本計画と連動させ、計画期間を10年間、事業評価及び見直しを5年で行う予定である。

市内の文化財の保存・活用に関わる取組について、市民や他部署との連携を強化して文化財等を積極的にまちづくりに活かし、「地域プライドの創造」と「文化財の保存・継承」を図ることを目的としている。この計画内では市域の様々な文化財を有効に保護活用するための、アクション・プランを設定しており、その中で、市内にある他の3つの再葬墓遺跡とあわせて関連文化財群の一つとするとともに、史跡周辺地域を文化財保存活用区域の一つに設定している(図1-3, 4, 5)。文

化財保存活用区域とは、文化財が一定のエリア内にまとまった重要な区域であり、総合的に整備をすることで、より活用がしやすくなることが想定される地域のことである。

歴史文化の特徴		
I 交わりの地／平野と山地の交わり		
関連文化財群の名称		
1. 東日本の弥生時代解明のカギをにぎる再葬墓		
関連文化財群の概要		
<p>東日本の弥生時代の黎明期に営まれた再葬墓は、遺跡数が約80と少ない上に同時代の住居跡等の検出がほとんどないため当時の人々の暮らしがわからず、再葬墓の分布密度の高い北関東から東北南部及び新潟県中越・下越地域は、めざましく解明が進む弥生時代の中で謎多き空白地帯となっています。谷津が発達し、初期</p> <p>の水田稲作に適していた常陸大宮市域では、4遺跡もの再葬墓と希少な人面付土器4点が発見されているだけでなく、保存状態が良好で出土品も優れている泉坂下遺跡などの調査の進展により、東日本の弥生時代解明につながるのではと、期待されています。</p>		
構成文化財一覧		
	文化財の名称	類型
1	泉坂下遺跡	国史跡
2	泉坂下遺跡出土品	国重文61点を含む有形文化財(考古資料)
3	小野天神前遺跡	埋蔵文化財包蔵地
4	小野天神前遺跡出土品	未指定有形文化財(考古資料)
5	中台遺跡	埋蔵文化財包蔵地
6	中台遺跡出土品	未指定有形文化財(考古資料)
7	宿尻遺跡	埋蔵文化財包蔵地
8	宿尻遺跡出土品	未指定有形文化財(考古資料)

課 題	方 針
さがす・みつける	
1 耕作中に発見された中台遺跡について全く解明が進んでいない	現行事業の充実と推進
2 小野天神前遺跡の発掘調査が部分的で全貌が明らかでない	現行事業の充実と推進
あつめる・まもる・みがく	
3 出土遺物の破損が進行	現行事業の充実と推進
4 重要文化財出土品の保管・展示に対応した施設がない	現行事業の充実と推進
しる・しらせる・つかう	
5 遺跡の立地等の条件が悪く、多くの見学者の確保は困難	現行事業の充実と推進
6 市民への周知が不十分	政策間の連携
7 市民と協働した活動が不足	市民の主体性の誘引

図1-4 市の歴史文化の特徴の一つに設定される、再葬墓遺跡群

文化財保存活用区域の名称	
1	上野・村田地区 岩崎用水ライン文化財保存活用区域 ～泉坂下遺跡の周辺散歩で常陸大宮の5000年をタイムトリップ!～
文化財保存活用区域の概要	
<p>この地域は、台地の西側を流れる玉川が、東側を流れる久慈川に合流する地点に近く、大宮台地の南先端にあたります。</p> <p>久慈川に臨む段丘崖上に築かれた中世城郭、宇留野城跡や前小屋城跡から岩崎用水に沿って南に歩けば、人々の信仰の拠り所であった石仏・石塔や、弥生時代の再葬墓遺跡として唯一国史跡となった泉坂下遺跡、住宅地の開発で湮滅した県内最古級の前方後方墳を含む富士山古墳群の一部で前方後円墳の五所皇神社裏古墳。佐竹氏の一族に生まれ戦国期の画人として著名な雪村周継が付近に住し、絵を描くのに使用したと伝わる湧水 雪村筆洗いの池。そして台地上には、ひとつの遺跡</p>	<p>としては国内最多、8個もの硬玉製大珠が出土している縄文時代中期の拠点遺跡坪井上遺跡や、弥生時代後期終末期を飾る美しい十王台式土器の出土で有名な富士山遺跡が所在します。</p> <p>用水路からはずれて少し足を延ばせば、上岩瀬地区には浄土宗中興の祖と讃えられる了誉聖罔の生誕地に建ち、木像や遺墨を所蔵する誕生寺と、わずか5kmほどの散歩で、常陸大宮市の5,000年に思いを馳せることのできる区域です。</p> <p>歴史の道百選に追加選定された南郷道も一部コースに含まれると考えられますが、当地域のルートは判然としていません。</p>
構成文化財一覧	
文化財の名称	類型
1 宇留野城跡(日向神社)※市指定有形文化財(工芸品)軍配2握は県立歴史館寄託	未指定城跡、未指定有形文化財(建造物)
2 岩崎用水路	未指定(灌漑施設)
3 愛宕神社入り口 大黒天石仏等	未指定有形民俗文化財
4 前小屋城跡	未指定城跡
5 種生院 ※市指定有形文化財(彫刻)聖観音は県立歴史館に寄託	未指定有形文化財(建造物)
6 種生院境内及び前小屋城跡の石造物	未指定有形民俗文化財
7 御器井戸と三蔵の滝	(伝説関連地)
8 泉坂下遺跡	国史跡
9 星野宮神社の石仏群	未指定有形民俗文化財
10 五所皇神社裏古墳を含む富士山古墳群	未指定古墳
11 誕生寺所蔵 了誉聖罔禪師座像及び関連資料	市指定有形文化財(了誉聖罔禪師座像)(彫刻)寄託、未指定有形文化財(彫刻・歴史資料)、(伝説関連地)
12 誕生寺境内子安講関連石仏群	未指定有形民俗文化財
13 雪村筆洗いの池	市指定史跡
14 坪井上遺跡	埋蔵文化財包蔵地
15 富士山遺跡	埋蔵文化財包蔵地
課題	方針
1 区域内の古墳群や寺社所蔵の文化財等について所在調査が不十分	現行事業の充実と推進
2 個々の構成文化財やこの地域に文化財等が集中する理由についての研究が不足	
3 市指定文化財の日向神社の軍配や種生院の正観音像が県立歴史館に寄託されており見ることができない	
4 防犯・防火などの防災意識が低い	政策間の連携、市民の主体性の誘引
5 地域住民が地域文化財の存在や価値に気付いていない	市民の主体性の誘引
6 整備目的が明確になっていない	現行事業の充実と推進
7 周遊コースがわかりやすく整っていない	現行事業の充実と推進、政策間の連携、市民の主体性の誘引
8 利用者の固定化と減少が懸念される	現行事業の充実と推進、政策間の連携

図1-5 泉坂下遺跡周辺の保存活用区域

2 関連する個別計画

前述の上位計画のほか、本計画に関連する計画は下記表1-4のとおりである。教育や福祉においては、地域の文化や歴史を利用した人材育成が謳われており、都市計画や観光関連の計画では、独自の文化や文化財を、地域活性化のための資源として捉え、整備活用していくとしている。これらの計画と連動することにより、本計画をより広い視野で実施する。

表1-4

関係部署	計画名
教育・福祉	常陸大宮市教育大綱 常陸大宮市スポーツ推進計画 第2期常陸大宮市地域福祉計画 常陸大宮市第7期介護保険事業計画
防災・都市計画・環境	常陸大宮市地域防災計画 常陸大宮市都市計画マスタープラン 常陸大宮市駅周辺開発計画 常陸大宮市地域情報化推進計画 常陸大宮市シティプロモーション指針 常陸大宮市環境基本計画 常陸大宮市公共施設等総合管理計画
地域活性・農林	新市まちづくり計画 郷育立市 常陸大宮市の未来を拓くまちづくりプランー常陸大宮市創生総合戦略ー 市民協働のまちづくり指針 常陸大宮市行財政改革大綱 常陸大宮市過疎地域自立促進計画 常陸大宮市地域創生まちづくり指針 常陸大宮市農業振興地域整備計画

第5節 計画の期間

本計画は、令和2年（2020）に策定し、発効・実施するものとする。令和2年から令和4年度までの3年間は短期的計画、令和5年度から令和9年度までの5年間は中期的計画、令和10年度から令和14年度までの5年間は長期的計画と位置付ける。計画実施中に史跡を取り巻く環境内で起こる社会情勢の変化等が発生した場合は、本計画の内容に基づき柔軟に対応する。

第2章 史跡周辺の環境

第1節 社会的環境

交通環境 本市の主要道路は、国道118号、国道123号、国道293号及び県道常陸大宮御前山線が、中心市街から山方・美和・緒川及び御前山地域へと放射状に延びている。

地域公共交通は、常陸大宮駅と中心市街地を基点として、鉄道（JR水郡線）、路線バス、乗合タクシーを運行している。その他、スクールバス等も運行している。路線バスは各地区の観光施設や商業施設、病院等と、常陸大宮駅を結ぶ形で運行している。

史跡は、人口が集中する中心市街地から比較的近い位置にあり、国道118号線からの距離も近い。ただし、最寄り駅の常陸大宮駅からは、車で10分程度かかり、現段階では路線バス等は付近を通っていない。自家用車か、駅からタクシーでの来訪者が一般的である。

また、周辺は、狭く入り組んだ道や未舗装の農業用道路であり、初めて訪れる人にとっては非常にわかりにくい場所である。

地域環境 周辺は主に農地であり、住宅も点在する。徒歩圏内に小学校が所在する。前述したとおり、市の人口減少及び高齢化の進捗は著しく、史跡周辺の集落も同様である。近隣の小中学校の生徒数も減少傾向にある。



図2-1 常陸大宮市全体



図2-2 遺跡の周辺図

第2節 自然的環境

1 地形・地質

地形 史跡が存在する地域の地形は、久慈川を起点に西側に向って標高22m前後の平坦な低地が約800m程度続き、段丘崖を経て急激に高度を増し標高50m前後の台地へと延長する(図2-3)。

また、町田(1963)(町田貞 1963『河岸段丘：その地形学的研究』古今書院)の河岸段丘に関する研究によると、本地域の台地には第三段丘が、低地には第四段丘の発達が認められる(図2-4)。いずれの段丘ともに久慈川に起因するものである。そして、史跡は低地を構成する第四段丘中に認められる。

地質 地質学的分類による、地質調査総合センター20万分の1シームレス地質図(2018)(URL <https://gbank.gsj.jp/seamless/seamless2015/2d/>)によると、史跡は、後期更新世の低位段丘堆積物の上に形成されている(図2-5)。

台地の地質は、シルト岩を主体とした新生代新第三紀中新世の坂地層(約1,500万年前)が基盤を形成し、その上位には新生代第四紀更新世の久慈川起源の中位段丘堆積物(約15万年~7万年前:町田, 1963の第三段丘に対比)、後期更新世の低位段丘堆積物(約7万年~1万8,000年前:町田, 1963の第四段丘を二分しその一部に対比)、ローム層・表土が順に堆積する(図2-6)。

また、史跡から約750m北方の宇留野坏橋上流、図2-5の「1. 後期更新世~完新世の堆積物」に位置する、久慈川右岸の堰堤(北緯36度32分24.362秒4:東経140度26分0.556

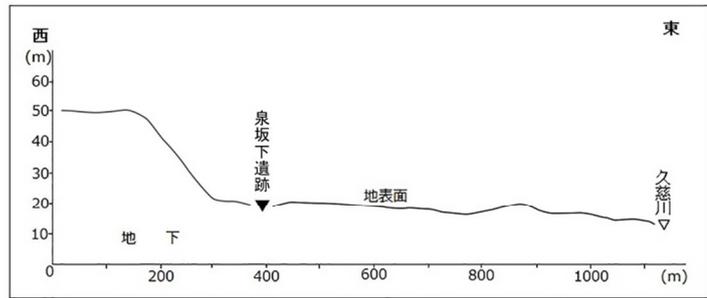


図2-3 (上) 史跡を中心とした東西方向の地形断面

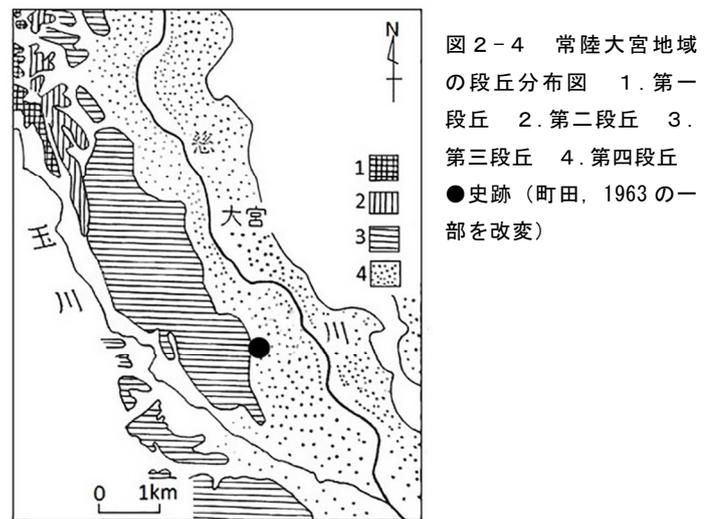
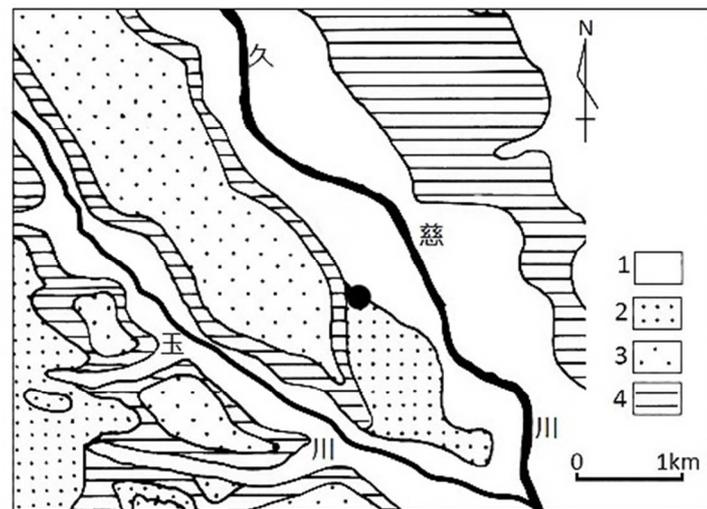


図2-4 常陸大宮地域の段丘分布図 1. 第一段丘 2. 第二段丘 3. 第三段丘 4. 第四段丘 ●史跡(町田, 1963の一部を改変)



●史跡(地質調査総合センター20万分の1シームレス地質図2018を一部改変)

図2-5 史跡と周辺地域の地質図

1. 後期更新世~完新世の堆積物
2. 後期更新世の低位段丘堆積物
3. 後期更新世の中位段丘堆積物
4. 新第三紀中新統世坂地層(久慈川以東では瑞龍層)

秒)において、ボーリング調査が実施されており、その結果が図2-7のとおりである。* (国土情報検索サイト Kunijiba より (調査名 宇留野樋管外4件設計業務委託・地質調査 (国土交通省常陸河川国道事務所))

そして史跡の当該地では、第3次確認調査のテストピットを掘削し、図2-8のような結果を得られている。第I層が考古学的視点から見た場合の表土であり、II層が黒土で遺物包含層にあたる。III~IVD層にローム層が堆積しており、IVF層に砂質シルト層が確認されており、これが図2-7の「2. 砂質シルト」の層に当たると推定できる。

以上から、史跡周辺の地質は、新第三紀中新世の坂地層を基盤として、後期更新世から完新世の堆積物 (約1万8,000年前から現在: 町田, 1963の第四段丘に対比), 表土が順に堆積していると推定できる。史跡はこの最上部に当たる表土中に存在する。

史跡の所在する、「後期更新世の中位段丘堆積物」 (図2-5)が形成する微高地は、史跡から南にかけて広がっており、この微高地には史跡以外にも、多くの遺跡が所在する。

また、史跡の西側には、台地へとつながる高度30m程度の段丘崖が発達し、難透水層であるシルト岩から構成される坂地層の上位には、透水性の高い第三段丘 (中位段丘) が分布する。こうした地形や地質は、段丘堆積物と坂地層の境界部から豊富な地下水の湧出の存在を裏付けるもので、湧出した地下水が段丘崖を流れたと判断される。この現象は、湿地や沼地を伴う低地形成の要因となった上に、近隣での水の入手にも事欠かない環境が縄文時代には既に成立していたと推測される。湿地・沼地の環境の存在は、発掘時に発見されたザリガニ類若しくはカニ類等の甲殻類の巣穴 (生痕) の存在 (写真2-1) から明らかである。

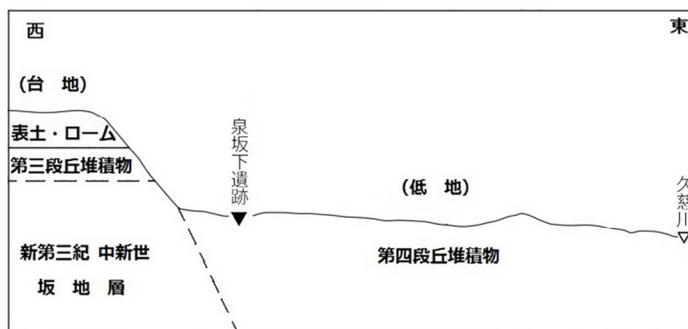


図2-6 史跡地域の概念地質断面図

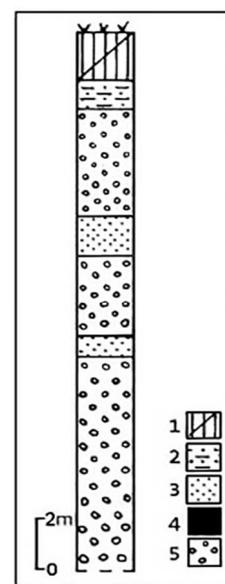


図2-7 ボーリング調査地質柱状図
1. 表土 2. 砂質シルト
3. 砂 4. 粘土質シルト
5. 礫 (国土情報検索サイト Kunijiba を改変)

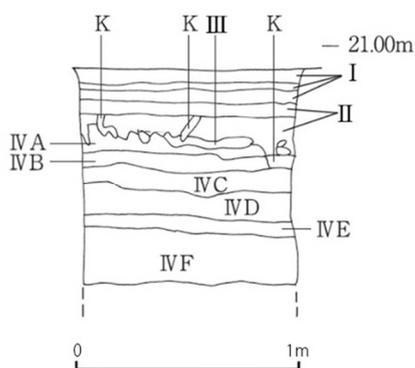


図2-8 テストピット土層図



写真2-1 遺構中の甲殻類の生痕 (黄褐色のリングが巣穴の壁)

2 動・植物

泉地区は、かつて河岸段丘から湧く湧水が豊富で、段丘下の水田とともに、水環境に恵まれ、これらの湧水・水田、水路を利用してさまざまな生物がみられる。

常陸大宮市のかつての農村景観と生物がほどよく残されており、特に素掘り水路とその周辺の水田には、イチョウウキゴケやタコノアシなどの希少な植物、ガムシやコオイムシなどの水生昆虫、ドジョウ、トウキョウダルマガエルやニホンアカガエルなどの両生類などが生育・生息している。さらに、上空には地上の小動物を狙うオオタカやノスリなどの猛禽類が飛ぶ。

その他にも、下記のとおり動植物が確認されている。なお、調査区域は、第1章第4節の「保存活用区域」の範囲に沿ったものである。

a. 植生の概要

調査地域は常陸大宮市泉、宇留野坏、根本、上岩瀬及び下村田の一部にまたがる地域である。この地域には久慈川の河岸段丘による台地斜面林が長く伸びている。植生は、台地斜面部ではスギ、ヒノキの植林及びそれらにコナラ、シラカシ等の混じった林から構成されている。斜面の西側には、宅地や畑地が続いていて畑地雑草群落が見られる。また、斜面の下部にはところどころにマダケの林もある。斜面林の東側には、水田が広がり、一部には休耕田も見られる。休耕田では水田雑草群落ができています。

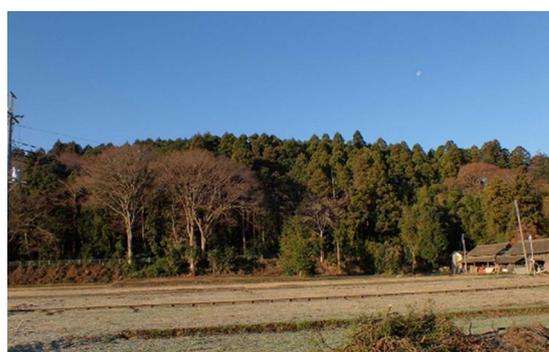


写真 2-2 台地斜面林 史跡東より

現地調査及び既存資料等により確認した植物については、下記のとおりである。

b. 植物の種類

	科数	種類数
シダ植物	14	48
種子植物		
裸子植物	4	4
被子植物		
双子葉植物		
離弁花類	55	204
合弁花類	23	120
単子葉植物	17	111
	113	487

○ 特記事項のまとめ

環境省絶滅危惧種	4種類：ウスゲチョウジタデ，タコノアシ，キンセイラン，キンラン
茨城県絶滅危惧種	5種類：ウスゲチョウジタデ，オオバクサフジ，タコノアシ，キンセイラン，キンラン
注目種	6種類：シノブカグマ，ヒメミズワラビ，ムベ，イタビカズラ，イヌゴマ，アシカキ
特定外来種	2種類：アレチウリ，オオカワジサ
外来種	52種類
逸出	29種類
植栽	4種類

絶滅危惧種については環境省及び茨城県のカテゴリーを下記のように略記した。

環境省	絶滅危惧Ⅱ類：環Ⅱ 準絶滅危惧：環準
茨城県	絶滅危惧Ⅱ類：県Ⅱ 準絶滅危惧：県準

注 目 種：レッドリストに該当しないが，県内では産地の少ない種として取り上げた。

外 来：外来植物を示した。

特定外来：特定外来生物による生態系等に関わる被害の防止に関する法律の対象となる植物を示した。

逸 出：園芸栽培等の植物が野生化したと思われる植物を示した。

植 栽：植栽されたと思われる植物を示した。

c. 絶滅危惧種等の特記解説

シノブカグマ（オシダ科） 北海道，本州，四国の高地，屋久島の高地に分布し，ブナ帯から針葉樹林帯の林下に生える。県内では他に大子町，那珂市，水戸市，石岡市等で確認されている。調査地区内では林内の1ヶ所で1株のみ確認した。



写真2-3 シノブカグマ

ヒメミズワラビ（ホウライシダ科） 山形県以南の本州，四国，九州に分布し，湿地や稲刈り後の水田に生育する。本県では常陸大宮市以南に生育している。近年常陸大宮市では数ヶ所の生育が確認されている。調査地区内では1ヶ所のみで個体数は少ない。

イタビカズラ（クワ科） 本州（福島県・新潟県以西），四国，九州に分布し，暖地の林内に生える。県内では各地に生育する。調査地区内では林内の1ヶ所で1株のみ確認した。

タコノアシ（ユキノシタ科） 本州，四国，九州に分布し，泥湿地，沼，休耕田等に生える。県内では各地に生育している。調査地区内では休耕田の1ヶ所に数個体生育していた。環境省準絶滅危惧（NT），茨城県準絶滅危惧。

オオバクサフジ（マメ科） 北海道，本州，四国，九州に分布し，山野の草原や林縁に生える。県内では各地に点々と生える。草地の開発や遷移の進行等で減少している。調査地区内では，道路わきの1ヶ所で数個体確認した。茨城県絶滅危惧Ⅱ類。



写真2-4 オオバクサフジ

ウスゲチョウジタデ（アカバナ科） 関東以西の本州，四国，九州に分布し，休耕田や湿地に生える。県内では県北に少ないが，他地域ではやや普通に生育している。調査地区内では，休耕田の2ヶ所に数個体生育していた。環境省準絶滅危惧（NT），茨城県準絶滅危惧。

ムベ（アケビ科） 本州（福島県・山形県以西），四国，九州に分布し，常緑樹林内や林縁に生える。県内で各地に生育するが県北には少ない。植栽からの逸出もあると思われる。調査地区内では林内の1ヶ所で1個体のみ確認した。

イヌゴマ（シソ科） 北海道，本州，四国，九州に分布し，湿地に生える。県内では各地に生育する。湿地の開発や埋め立てに伴う乾燥化等により，生育適地が減少している。調査地区内では休耕田の1ヶ所で2個体確認した。

アシカキ（イネ科） 本州，四国，九州に分布し，湿地や水田等の浅い水中に生える。県内では県北には少ないが，他地域には点々と生育する。湿地の埋め立てや農地の改修等で減少している。調査地区内では2ヶ所の休耕田で群生していた。

キンセイラン（ラン科） 北海道，本州，四国，九州に分布し，山地の林下に生育する。県内では他に常陸太田市，城里町，大子町等に生育する。森林の伐採等により減少している。調査地区内では，林内の1ヶ所で1株のみ確認した。環境省絶滅危惧Ⅱ類（VU），茨城県絶滅危惧ⅠB類。



写真2-5 キンセイラン

キンラン（ラン科） 本州，四国，九州に分布し，山地や丘陵地の林下に生える。県内各地に生育するが，個体数は少ない。園芸用の採取，森林の伐採等により減少している。調査地区内では，林内の1ヶ所で2株のみ確認した。環境省絶滅危惧Ⅱ類（VU），茨城県準絶滅危惧。



写真2-6 キンラン

d. 動物

鳥類

コサギ，カルガモ，トビ，キジバト，ヒバリ，スズメ，カワラヒワ，ツグミ，ハシブトガラス，ハシボソガラス，アオサギ，オオタカ，ノスリ

爬虫類

シマヘビ，ニホンカナヘビ

両生類

ニホンアマガエル，ニホンアカガエル，トウキョウダルマガエル(貴重種)，シュレーゲルアオガエル

魚類

在来種

モツゴ，ドジョウ，トウヨシノボリ

外来種(国内外来種)

タモロコ，カワムツ，オイカワ

昆虫類

ガムシ，ハイイロゲンゴロウ，ミズカマキリ，コオイムシ，コバネイナゴ，ナナホシテントウ，ナミテントウ，コアオハナムグリ，ヒラタハナムグリ，ルリハムシ，アゲハチョウ，キアゲハ，アオスジアゲハ，ツマキチョウ，キタキチョウ，

モンシロチョウ, モンキチョウ, クモガタヒヨウモン, キタテハ, アカタテハ,
ヒメウラナミジャノメ, ヒメジャノメ, トラフシジミ, ベニシジミ, ルリシジミ,
ヤマトシジミ, オオチャバネセセリ, コチャバネセセリ, イチモンジセセリ,
アキアカネ, シオヤトンボ, ホソミオツネトンボ

貝類

カワニナ, マシジミ, マルタニシ, オオタニシ

甲殻類

サワガニ, アメリカザリガニ (国外外来種)

e. 動物での貴重種

トウキョウダルマガエル(茨城県 情報不足①注目種, 環境省 準絶滅危惧 2014)

※数キロ離れた久慈川上流には, オオムラサキの幼虫やゲンジボタルの大群落が確認されており, 整備方法によっては泉坂下周辺でも繁殖の可能性がある。

第3節 歴史的環境

常陸大宮市で周知されている遺跡の多くは久慈川・那珂川の両水系によって形成された河岸段丘から低地にかけて分布し, 山間地への分布は比較的少ない。旧石器から近世に至る多様な遺跡が所在しており, 以下各時代の主な遺跡をもって概要を説明する。

【旧石器時代】

久慈川右岸の山方遺跡では, 昭和39年(1964)に茨城県内初となる旧石器が発見されており, この時出土した石核は約30,000から28,000年前のもので, 現時点においても市内最古の遺物である。また, 那珂川左岸の赤岩遺跡では, 礫群3基と石器・剥片集中地点3か所が確認されており, 礫群はいずれも大型で, 中でも1号礫群は礫数197点, 総重量で43kgを超え, 高萩市赤浜遺跡を上回る県内最大の事例となった。



写真2-7 市・考古資料・山方遺跡出土旧石器

【縄文時代】

縄文時代の遺跡は市内に多く所在し, 調査例も多い。早期では, 那珂川流域の三美中崎遺跡や岡原遺跡で田戸下層式期の堅穴住居跡が確認されている。中期になると, 同じく那珂川流域の西塙遺跡や, 赤岩遺跡, 三美中道遺跡, 滝ノ上遺跡などで, 多数の堅穴住居跡や, 数百に及ぶ袋状土坑群が確認されるなど, 那珂川左岸段丘上に大規模な環状集落が立地していたことを示す調査事例が近年累積している。このほか特筆されるのは, 久慈川支流玉川の左岸段丘上に広がる坪井上遺跡(図2-9:005)



写真2-8 滝ノ上遺跡

である。史跡の南方約1.2kmに位置する坪井上遺跡は、平成5・8年度（1993・1996）の2度にわたり調査が行われ、竪穴住居跡19軒、袋状土坑75基が確認された中期の集落跡であり、1遺跡から8個の硬玉製大珠が出土していることで特に知られている。令和元年（2019）



写真2-9 坪井上遺跡出土硬玉製大珠



写真2-10 坪井上遺跡出土馬高式土器

12月26日にうち7点は茨城県有形指定文化財に指定されている。馬高式土器も確認されていることから、この集落は茨城県北部地域の一大交流拠点であったと考えられている。

【弥生時代】

弥生時代の再葬墓遺構は東日本に広く分布するが、久慈川・那珂河流域を中心とした茨城県北部地域では特に分布密度が高い。久慈川右岸の那珂市には、昭和42年（1967）、耕作中に人面付壺形土器が出土したことで知られる海後遺跡が所在し、那珂川右岸の城里町には、北方遺跡が所在している。これらに加えて、市内では泉坂下遺跡と同じ、久慈川沿いにある中台遺跡、那珂川沿いにある小野天神前遺跡、さらにその西側の、栃木県に程近い場所で令和元年（2019）に発見された、宿尻遺跡など、常陸大宮市周辺地域は、再葬墓の中心地ともいえる。



写真2-11 宿尻遺跡 再葬墓



写真2-12 小野天神前遺跡（出典 1977 茨城県立歴史館「学術調査報告書1 茨城県大宮町小野天神前遺跡〈資料編〉」）

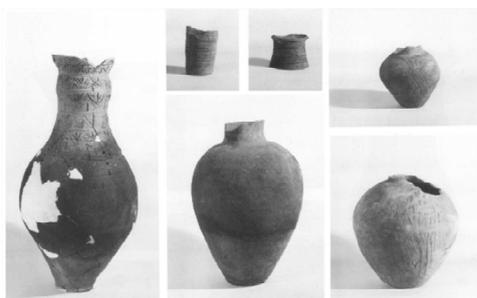


写真2-13 中台遺跡出土遺物（出典 1991 茨城県立歴史館「茨城県資料考古資料編 弥生時代」）

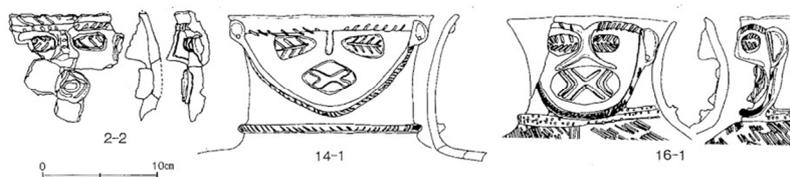


写真2-14 小野天神前遺跡出土土器（出典 1977 茨城県立歴史館「学術調査報告書1 茨城県大宮町小野天神前遺跡〈資料編〉」）

【古墳時代】

古墳時代では、梶巾遺跡等で集落跡が確認されており、古墳も多く所在している。中でも、史跡の南方約1.5kmに所在する富士山古墳群（図2-9：026）にある富士山4号墳は前期の前方後方墳で、茨城県内でも最も古い古墳の一つと考えられている。中期古墳としては、同じく富士山古墳群の全長60mの五所皇神社裏古墳、糠塚古墳群の全長約70mと推定される糠塚古墳といった前方後円墳が所在している。後期古墳としては、一騎山古墳群（図2-9：027）が知られ、中でも4号墳は6世紀前半の小規模な前方後円墳で、人物・動物等の形象埴輪や円筒埴輪が出土している。このほ

か岩崎古墳群、鷹巣古墳群等があり、これら古墳はおおむね久慈川右岸またはその支流玉川兩岸の段丘上に立地するが、その例外として、岩崎古墳群及び富士山古墳群の丸山古墳は、久慈川の低位段丘面に立地する。また玉川左岸には、雷神山横穴群等の横穴墓も所在している。

【奈良・平安時代】

奈良・平安時代の遺跡は、時代別としては最も多く市内に所在し、集落跡の調査例も多い。県内有数の大規模集落として知られるのは、久慈川右岸の段丘上標高55mの上ノ宿遺跡（図2-9：117）である。4次までの調査でこの時期の竪穴住居跡は計128軒が確認され、風字硯や耳皿2点等が出土しており、この地域の拠点集落であったと考えられている。同様に久慈川右岸に所在する北原遺跡では、平成25・27年（2013・2015）の調査で計108軒の竪穴住居跡が確認されている。どちらの集落も9世紀代に最盛期を迎え、10世紀に入ると衰退している



写真2-15 上ノ宿遺跡 墨書土器

など類似点が多く、久慈川流域の歴史的推移を検証する上で貴重な資料である。このほか、岡原遺跡では多文字・人面墨書土器や朱墨書土器が出土しており、源氏平遺跡では、底面に「土垣倉」と墨書され、内側に「解」と記された漆紙文書の付着した土師器杯が出土している。また、「丈」の烙印が出土した上村田小中遺跡や、茨城県指定有形文化財「丈永私印」の銅印が出土した小野中道遺跡等、丈部氏関連と考えられる遺跡も確認されている。

【中世】

中世では、久慈川右岸の部垂城跡（図2-9：040）、宇留野城跡（図2-9：038）、前小屋館跡（図2-9：037）、その支流玉川左岸の東野城跡、那珂川左岸の長倉城跡、野口城跡、小場城跡、その支流緒川左岸の高部館跡等に代表される城館跡が市内各地に点在している。これらは、中世にこのあたりを支配下においていた、佐竹氏一族が築いた城館であり、度重なる一族の内乱や栃木の茂木氏や那須氏、東北の相馬氏、結城氏などとの争いの舞台となっている。とりわけ前小屋館跡は、本郭が史跡の北西約500m、宿は史跡の西約100mという至近距離に所在しており、これまでの史跡確認調査では、当史跡に与えた影響について想起させる成果が得られている。

【近世】

近世においては、岩崎用水路が本史跡のすぐ脇を流れるように造られた。この用水は、江戸時代初期に行われた治水・利水事業の産業遺産である。この灌漑施設は甲斐の鉾山開発者として、測量術や岩盤掘削術にたけていた永田茂衛門・勘衛門親子が中心となって、江戸時代の初期に水戸藩の命により久慈川と那珂川に築造した水戸藩三大江堰の一つである。

本史跡沿いのものは、そのうちの久慈川の岩崎江堰から流れる岩崎用水路である。両河川沿いの低地を農地にすることが出来たのは、この用水路による成果である。現在はコンクリートで舗装されているが、江戸時代よりずっと変わらずに、史跡周辺の農地を潤し続けている。

表2-1 埋蔵文化財包蔵地 常陸大宮市

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
005	坪井上遺跡	下村田字坪井上 2379	集落跡	畑，宅地，大型店舗		○	○	○	○			

遺跡 番号	遺 跡 名	所 在 地	種 類	現 況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
011	宮中遺跡	字大宮 1490-1	集落跡	宅地, 畑		○			○			
017	北村田遺跡	上村田字経ノ内 1295-1	集落跡	畑		○			○	○		
019	西坪井遺跡	下村田字西坪井 324	集落跡	畑, 宅地			○	○	○			
024	松吟寺古墳群	下町 207	古墳群	墓地				○				
026	富士山古墳群	下村田字富士山東 694	古墳群	山林				○				
027	一騎山古墳群	下村田字一騎山 2350	古墳群	山林, 大宮工 業高校敷地				○	○			
028	根本古墳群	泉字根本上 666-1	古墳群	山林, 宅地				○				
030	上岩瀬富士山遺跡	上岩瀬字下地内 589-7	集落跡	山林			○	○	○			
035	根本遺跡	泉字宮南 809-1	集落跡	畑					○			
037	前小屋館跡	泉字上ノ寺 76	城館跡	境内, 畑, 宅 地, 山林					○	○		
038	宇留野城跡	宇留野字御城 300-2	城館跡	山林, 宅地, 畑						○		
040	部垂城跡	北町字古城 116	城館跡	学校, 宅地, 山林, 墓地						○		
070	春日神社前遺跡	泉字宮脇 825	集落跡	畑				○	○			
071	堂山A遺跡	下村田字上ノ内 2179	集落跡	畑			○	○	○			
072	前三ヶ尻A遺跡	上村田字三ヶ尻 1806-1	集落跡	畑		○			○			
073	後三ヶ尻A遺跡	上村田字三ヶ尻 1495	集落跡	畑					○			
090	大塚遺跡	宇留野字大塚 1296-1	集落跡	畑		○			○			
094	上宿上坪遺跡	宇留野字上坪 193	集落跡	畑		○		○	○	○		
098	山根遺跡	小倉字天神山 9	集落跡	梅林								
104	岩瀬城跡	上岩瀬字御城 381	城館跡	墓地, 宅地, 畑		○			○	○		
105	本宮遺跡	下岩瀬字本宮 1390	集落跡	宅地, 畑		○		○	○			
107	念仏塚	下村田字久保田 168	経塚	畑								○
110	堂山B遺跡	下村田字芳ノ入 2260	集落跡	畑					○			
111	高野A遺跡	上村田字仲丸 2083	集落跡	畑					○			
112	高野B遺跡	上村田字仲丸 2072	集落跡	畑					○			
115	北村田B遺跡	上村田字経ノ内 1312	集落跡	畑					○	○		
116	松吟寺遺跡	下町字搦 189	集落跡	畑, 宅地, 墓 地		○			○	○		
117	上ノ宿遺跡	宇留野字見光前 3070	集落跡	畑, 宅地		○			○	○		
118	仲下遺跡	宇留野字久弥 374-1	集落跡	畑, 宅地		○		○	○	○		
119	駄木所遺跡	泉字駄木所 303-2	集落跡	畑					○			
120	泉坂下遺跡	泉字坂下 917-1	集落跡	宅地, 水田		○	○	○	○	○		
121	根本後坪遺跡	根本字後坪 618	集落跡	畑, 宅地					○			
122	念仏塚遺跡	下村田字久保田 167	集落跡	畑				○				
123	上高作遺跡	上村田字上高作 361	集落跡	畑, 宅地		○			○			
124	六丁遺跡	石沢字六丁 1575-8	集落跡	畑					○			

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
131	高渡遺跡	高渡町 2458	集落跡	畑, 果樹園		○			○			
135	川岸遺跡	上岩瀬字岩井戸 987	集落跡	畑, 宅地					○			
136	上岩瀬中坪遺跡	上岩瀬字中坪 320	集落跡	畑, 宅地				○	○			
142	富岡七ツ塚群	富岡字上山 2056-1	塚群	山林								○
145	石沢台遺跡	石沢字台 1716-1	集落跡	宅地, 畑地, 山林, 道路		○			○	○	○	
147	根本向井坪遺跡	根本字向坪 183-1	集落跡	畑地, 水田				○	○			○
153	小倉館跡	小倉字五所 3133-1 外	城館跡	宅地, 畑						○		
154	高渡館跡	高渡町 2477 外	城館跡	宅地, 畑						○		
155	石沢館跡	石沢 1706-3 外	城館跡	宅地, 畑地, 山林, 道路						○		
156	上村田江ノ上遺跡	上村田 1402-1 外	集落跡	宅地, 畑地				○	○			
157	下村田新屋遺跡	下村田 1898 外	集落跡, 墓地	宅地, 水田, 畑地, 神社			○	○	○			
159	下岩瀬館跡	下岩瀬字中屋敷 859-1 外	城館跡	宅地						○		
160	栄町羽金堂遺跡	栄町字羽金堂 1226-1 外	包蔵地	宅地, 畑地		○			○			
市(1)	雪村筆洗いの池	下村田字東坪井 362		池								
市(2)	甲神社御神木	大宮 221		神社敷地内								
市(4)	大けやき	北三 104		宅地								

表2-2 埋蔵文化財包蔵地 常陸太田市(旧金砂郷町)

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
006	寺山寺院跡	花房町寺山 1246	寺院跡	山林, 墓地						○		
020	下利員古墳	下利員町冷水場 811-1 外	古墳	畑		○	○					
021	竹合横穴群	竹合町舟見 1350-3	横穴群	山林				○				
022	寺山遺跡	竹合町寺山 621-2	その他	山林						○		
026	塚原古墳	箕町塚原 235	古墳	畑				○				
034	宮前遺跡	箕町宮前	集落跡	畑, 宅地					○			
035	山根遺跡	竹合町山根	集落跡	畑				○	○	○		

表2-3 埋蔵文化財包蔵地 那珂市(旧瓜連町)

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
001	新宿古墳群	静字新宿前 576 外	古墳群	畑, 墓地				○				
002	溜前遺跡	静字溜前 1400 外	包蔵地	畑					○			
003	上坪遺跡	静字上坪 1257-1 外	包蔵地	畑					○			
004	滝前遺跡	静字滝前 1580-1 外	包蔵地	畑		○						
007	下大賀遺跡	下大賀字二ツ堂 1632 外	包蔵地	畑, 宅地		○	○	○	○	○	○	
008	久保遺跡	下大賀字久保 730-1 外	包蔵地	畑					○	○		
009	十林寺古墳群	下大賀字竹ノ内 803 外	古墳群	山林, 社地				○				

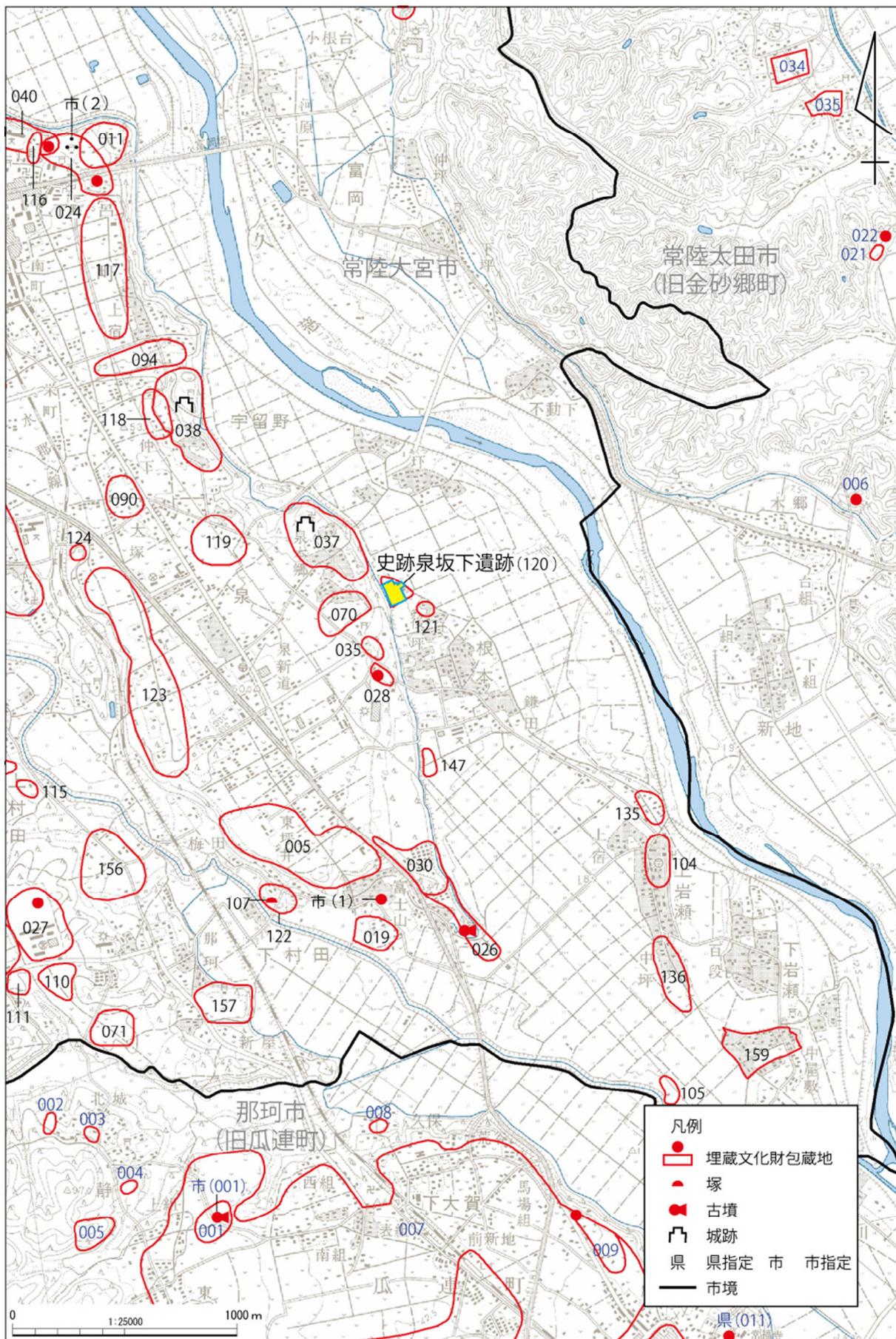


図2-9 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地分布図

表2-4 指定文化財一覧

令和2年(2020)3月現在

No.	区分	名称	所有者・管理者	(旧)所在地
国指定重要文化財				
1	考古資料	茨城県泉坂下遺跡出土品(一括)	常陸大宮市	中富町1087-14
国指定史跡				
2	史跡	泉坂下遺跡	(管)常陸大宮市	泉字坂下894ほか
国選択無形文化財				
3	工芸技術	西の内紙	個人(3名)	
国登録有形文化財				
4	建造物	間宮家住宅主屋(1棟)	個人	高部
国登録有形民俗文化財				
5	有形民俗	常陸大宮市及び周辺地域の和紙生産用具と製品(253点)	(管)常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	中富町1087-14
県指定文化財				
6	建造物	鷲子山上神社本殿(附棟札2枚) 随神門(附棟札1枚)	鷲子山上神社	鷲子3627-1
7	彫刻	聖徳太子立像	照願寺	鷲子2236
8	彫刻	木造阿弥陀如来脇侍三尊像	阿弥陀院	国長833-1
9	彫刻	木造阿弥陀如来立像	常弘寺	石沢1467
10	彫刻	木造聖徳太子立像	常弘寺	石沢1467
11	工芸品	能面	甲神社	下町221
12	歴史資料	佐竹義昭奉加帳	甲神社	下町221
13	考古資料	坪井上遺跡出土硬玉製大珠	常陸大宮市	中富町1087-14
14	無形	西の内紙(手漉和紙)	個人・本西の内紙保存会	舟生・諸沢
15	有形民俗	西塩子の回り舞台	西塩子の回り舞台保存会	西塩子
16	有形民俗	ささら獅子頭	(管)常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(下町)
17	天然記念物	三浦杉(2株)	吉田八幡神社	小田野173
18	天然記念物	鏡岩	常陸大宮市	照山1586
19	天然記念物	鷲子山上神社のカヤ	鷲子山上神社	鷲子3627-1
市指定文化財				
20	建造物	諏訪神社本殿	諏訪神社	高部2034
21	建造物	那賀鹿島神社本殿	鹿島神社	那賀65-1
22	建造物	稻荷山松吟寺山門	稻荷山松吟寺	下町207
23	建造物	鹿嶋神社本殿	鹿嶋神社	氷之沢226
24	建造物	鹿嶋神社本殿	鹿嶋神社	下檜沢3621
25	建造物	満福寺薬師堂山門	満福寺	上檜沢112
26	建造物	吉田八幡神社本殿	吉田八幡神社	小田野173
27	建造物	善徳寺本堂	善徳寺	鷲子1731
28	建造物	天満神社本殿	天満神社	長倉1020
29	建造物	佐伯神社本殿	佐伯神社	野口2011
30	絵画	親鸞聖人一代絵巻	照願寺	鷲子2236
31	絵画	板戸絵	蒼泉寺	長倉1747
32	絵画	格天井の絵画	蒼泉寺	長倉1747
33	絵画	釈迦涅槃図	蒼泉寺	長倉1747
34	絵画	釈迦涅槃図	長源寺	野田2023
35	彫刻	泉正観世音像	(管)茨城県立歴史館	(泉)
36	彫刻	了誉聖罔禅師座像	誕生寺	上岩瀬381
37	彫刻	空智上人坐像	三浦神社	小田野1732

第2章 史跡周辺の環境

No.	区分	名称	所有者・管理者	(旧)所在地
38	彫刻	不動明王立像	三浦神社	小田野 1732
39	彫刻	薬師如来坐像	満福寺	上檜沢 112
40	彫刻	聖徳太子像(孝養像)	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(山方北皆沢)
41	彫刻	如来像	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(山方北皆沢)
42	彫刻	子安地藏尊	諸沢地区上山区	諸沢上山
43	彫刻	馬頭観音木像	北野五所神社	小倉 10
44	彫刻	聖徳太子立像	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(野口)
45	彫刻	欄間の彫刻	蒼泉寺	長倉 1747
46	彫刻	江畔寺地藏菩薩坐像	江畔寺	上小瀬 2247
47	彫刻	狛犬	佐伯神社	野口 2011
48	彫刻	七面大明神	妙蓮寺	桧山 890-1
49	彫刻	阿弥陀如来(座像)	正覚寺	長倉 896
50	彫刻	山車	鹿島神社	野田 1295
51	彫刻	木造釈迦如来坐像	常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(氷之沢)
52	彫刻	木造聖徳太子立像(南無仏太子)	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(八田)
53	彫刻	木造狛犬	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(長倉愛宕神社)
54	彫刻	木造宝冠釈迦如来坐像	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(北塩子)
55	工芸品	五輪塔	常安寺	山方 662
56	工芸品	刀一振	甲神社	下町 221
57	工芸品	剣一振	甲神社	下町 221
58	工芸品	鎧(兜)一具	個人	北町
59	工芸品	わに口	個人	国長
60	工芸品	軍配	(管) 茨城県立歴史館	(宇留野日向神社)
61	典籍	大般若波羅蜜多經	(管) 常陸大宮市文書館	(小倉)
62	古文書	検地帳	個人	下檜沢
63	古文書	下檜沢宗旨御改帳	個人	下檜沢
64	古文書	千田御検地水帳	(管) 常陸大宮市文書館	(千田)
65	古文書	立原家文書3通・2巻	個人	野上
66	考古資料	弥生時代(十王台式)壺	(管) 茨城県立歴史館	(小祝)
67	考古資料	弥生時代(十王台式)壺	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(小祝)
68	考古資料	硬玉製大珠(1点)	個人	東富
69	考古資料	烙印・「丈」墨書土器	常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	中富 1087-14
70	考古資料	山方遺跡出土旧石器 石核石器(2点)	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館山方館	(山方)
71	歴史資料	源氏系図	甲神社	下町 221
72	歴史資料	諏訪神社棟札(5枚)	諏訪神社	高部 2034
73	歴史資料	板碑	個人	野口
74	歴史資料	馬頭観音(2基)	常陸大宮市	上伊勢畑 1228-1
75	歴史資料	掛玉鱧口	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(門井)
76	歴史資料	青い目の人形(クリッシー) (附着替え2ほか)	(管) 常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	中富 1087-14
77	有形民俗	花立峠道標	高部地区大貝地区	高部
78	有形民俗	花輪組の屋台	花輪組運営委員会	鷲子 2381-1
79	有形民俗	下小瀬歌舞伎舞台一式	常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館	(下小瀬)
80	有形民俗	門井の舞台一式	門井地区民俗資料保存会	門井 1372
81	無形民俗	緒川祭囃子	緒川祭囃子保存会	上小瀬下郷
82	無形民俗	上岩瀬祭ばやし	上岩瀬祭ばやし保存会	上岩瀬

No.	区分	名称	所有者・管理者	(旧)所在地
83	無形民俗	六字様	前屋大貝六字様保存会	小舟前屋・大貝
84	無形民俗	西野内祇園囃子	西野内祇園囃子保存会	西野内
85	無形民俗	諸沢西金砂祭囃子		諸沢
86	無形民俗	明神ばやし	明神ばやし保存会	下町
87	無形民俗	鷺子祭囃子	鷺子祭囃子保存会	鷺子
88	無形民俗	西金砂神社小祭礼における諸沢の祭礼習俗	西金砂神社諸沢氏子	諸沢
89	無形民俗	那珂川流域を中心とした川舟の造船技術	個人	長倉
90	史跡	小祝糠塚古墳	小祝区	小祝
91	史跡	八田雷神山横穴墓	八田区	八田
92	史跡	高部景義墓	個人	高部
93	史跡	江戸新五郎墓	個人	鷺子
94	史跡	親鸞聖人見返りのさくら	照願寺	鷺子 2236
95	史跡	水戸藩西郡鳥子奉行所跡	個人	鷺子
96	史跡	百観音	個人複数	那賀 2438 ほか
97	史跡	雪村筆洗いの池	常陸大宮市	下村田
98	史跡	山方江下山古墳	個人	山方
99	史跡	時雍館跡	常陸大宮市	野口 1337
100	史跡	包塚古墳	個人	那賀
101	史跡	野田市場古墳	個人	野田
102	史跡	野口城跡	個人複数	野口 1198 ほか
103	史跡	長倉城跡	個人複数	長倉 1832-1 ほか
104	天然記念物	江畔寺のイチョウ	江畔寺	上小瀬 2247
105	天然記念物	甲神社御神木	甲神社	下町 221
106	天然記念物	カヤの木	蜜蔵院	山方 225
107	天然記念物	二股竹	甲神社	下町 221
108	天然記念物	カヤの木	個人	山方北皆沢
109	天然記念物	大げやき	個人	北町
110	天然記念物	はぜの木	個人	盛金
111	天然記念物	八房梅	個人	盛金
112	天然記念物	えのき	個人	辰ノ口
113	天然記念物	吉岡の榎	個人	小瀬沢
114	天然記念物	鹿子の木	月読神社	松之草 208
115	天然記念物	鹿嶋神社の大杉	鹿嶋神社	氷之沢
116	天然記念物	諏訪神社の御神木	諏訪神社	高部 2034
117	天然記念物	志殿杉	個人	上伊勢畑
118	天然記念物	漆の木	個人	山方
119	天然記念物	北富田の大漆	個人	北富田

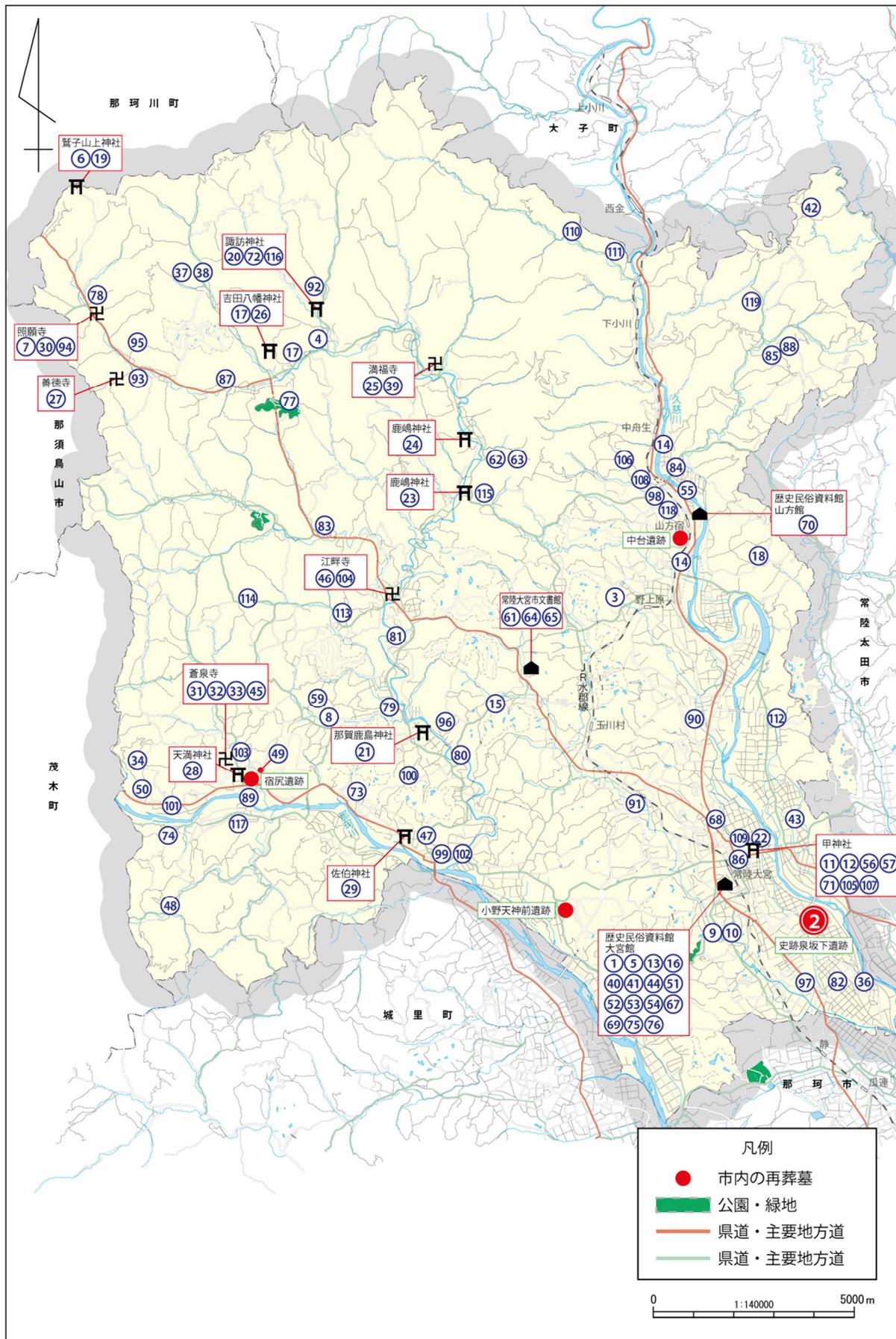


図 2-10 指定文化財分布図

第3章 史跡の概要

第1節 泉坂下遺跡の概要

1 これまでの調査の成果

最初の発掘調査は、平成18年(2006)に、鈴木素行氏と有志による、石棒製作遺跡の実態解明を目的として実施した学術調査である。しかし調査初日に、人面付壺形土器と再葬墓遺構が、良好な遺存状態で確認されたことで、調査の目的が再葬墓の実態解明に変更となった。

その成果は、『泉坂下遺跡の研究—人面付土器を伴う弥生時代中期の再葬墓群について—』(平成23年8月25日、鈴木素行編集・発行)で公表されている。(※同内容のものに『茨城県常陸大宮市泉坂下遺跡』(平成23年8月31日、鈴木素行編集、常陸大宮市教育委員会発行)がある。)

またその後、常陸大宮市教育委員会による史跡の保護のための基礎資料を得ることを目的とした確認調査が、平成24～27年(2012～2015)に行われた。これにより、再葬墓の分布範囲の確認や原地形の確認といった成果が得られた。この調査では、原則として遺構を掘り込まず、土器等も取り上げず地中に残置しているが、その例外として、第3次調査において、再葬墓1基をサンプル的に調査した。なお、調査で確認した再葬墓等については、保存のために山砂を入れ、また確認面の目印として山砂を薄く散布してから埋め戻した。確認調査の成果は次の報告書で公表されている。

- ・『泉坂下遺跡Ⅱ 保存整備事業に伴う第1次確認調査報告』(平成25年7月31日、常陸大宮市教育委員会編集・発行)
- ・『泉坂下遺跡Ⅲ 保存整備事業に伴う第2次確認調査報告』(平成26年7月31日、同)
- ・『泉坂下遺跡Ⅳ 保存整備事業に伴う第3次確認調査報告』(平成27年7月31日、同)
- ・『泉坂下遺跡Ⅴ 一人面付土器を伴う弥生時代中期の再葬墓群—保存整備事業に伴う第4次確認調査報告及び総括報告』(平成28年12月1日、同)

全5回の調査では、縄文～近世にかけて幅広い時代の遺構・遺物が確認されている。大きな割合を占めるのは、縄文時代晩期の住居跡、弥生時代の再葬墓遺構、平安時代の住居跡、中世～近世の墓壇である。弥生時代の再葬墓を中心に、時代ごとに下記のとおりまとめる。また、平成30年(2018)と令和元年(2019)の、第5・6次調査は報告書が未刊行であるが、現段階での成果を盛り込む。

(1) 再葬墓遺構の分布範囲

平成18年度(2006)の調査と、第1～4次確認調査の結果、弥生時代再葬墓関連遺構は、約30mの範囲内に集中しており、多数の土器が埋納される大型の再葬墓が密集している地域(東群)と、単数土器再葬墓と中規模の再葬墓がまばらに分布している地域(西群)が確認できた(図3-1)。

弥生時代の土坑は47基確認された。このうち、再葬墓と呼べるものは30基で、1基当たりの埋納土器の数は1点から15点とばらつきがある。蓋等の、骨蔵器以外の用途の土器も含めると、確認されているすべての再葬墓内の土器は計153点にのぼる。

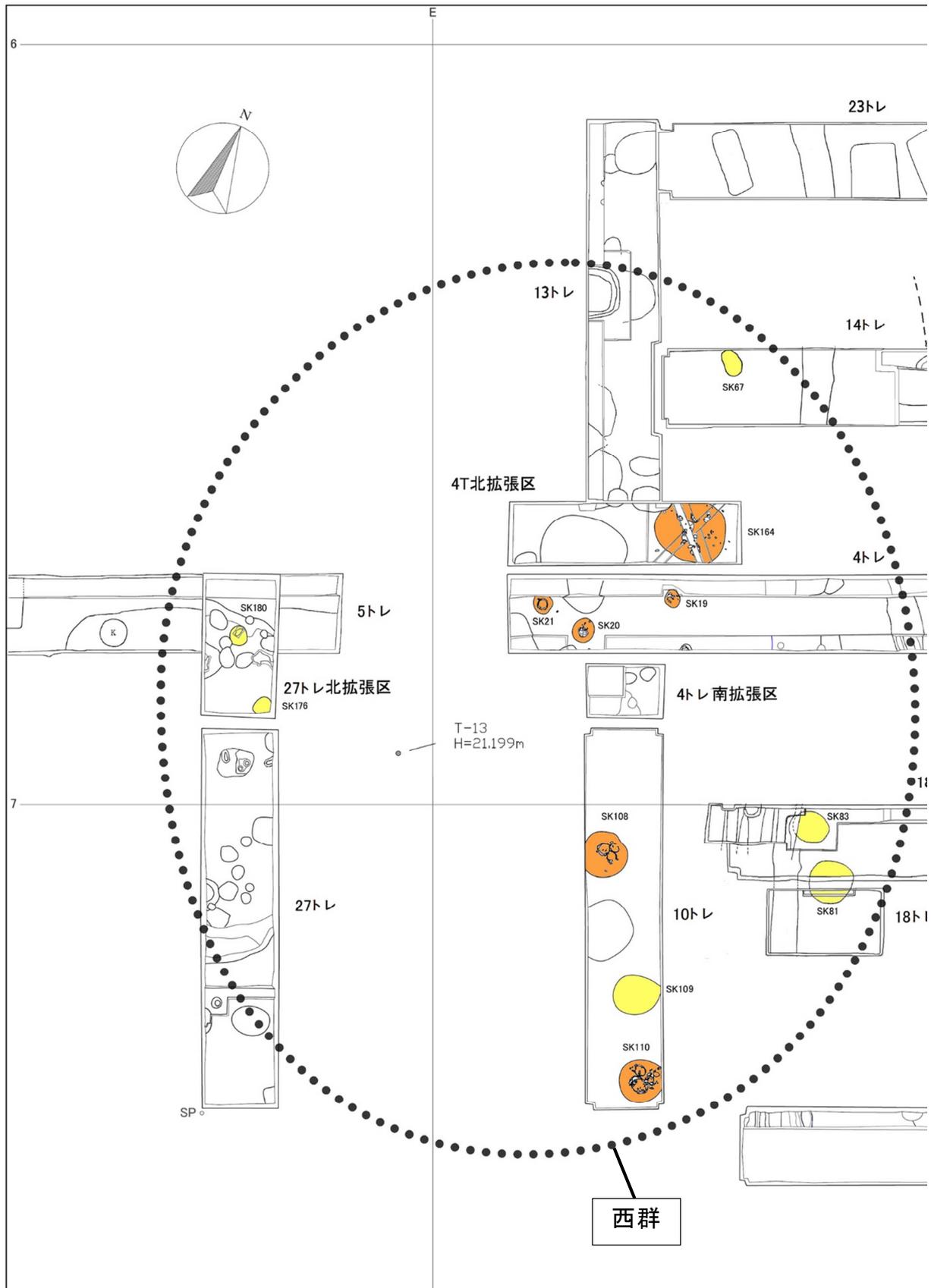


図3-1 弥生時代再埋葬等遺構分布図

また、残りの17基の土坑は、再葬墓と同時代と推測される遺構であり、一次葬墓である可能性が指摘されている。また、現在整理作業中である第5・6次確認調査（赤線で示したトレンチ）では、弥生時代中期中葉の土坑も確認されている。

確認調査では、遺構の保存を念頭に置いているため、原則として遺構の掘り込みはしていない。従って、これら未掘の遺構の下に、未発見の再葬墓等が存在している可能性は十分にあることは考慮しておかなければならない。現在100個体近くの土器が埋没保存という形で遺跡に残されている。

（2）埋没保存状況

史跡を保存・活用することを視野に入れ、遺跡の価値を損なわないよう、極力遺構を保存することを基本方針とした。発掘調査では、検出した再葬墓遺構は基本的に掘り込みを行わず、また、出土遺物は取り上げず原位置に残した。検出した遺構や遺物を現地に露出した状態で保存した場合、外気の寒暖差や凍結・融解による影響を受けることが懸念される。そのため、調査が終了したトレンチには、全体に目印として山砂を薄く撒き、掘削土をかけて埋め戻している。史跡で確認されている約7割の再葬墓は、埋納土器とともに、上述した方法による埋没保存を行っている。史跡では、遺構が地表面から比較的浅い位置に存在するため、出土した遺物は、埋没保存であっても外気の影響を受けることが懸念された。土壌水分センサーと温度センサーを設置し埋没環境を事前に調査した結果、比較的多量の降雨によって土壌水分量が上昇しても、数日のうちに水分量が安定化する様子が見られた。また、土中では+5℃を下回ることがなく、比較的安定した環境であることが確認された。

（3）縄文時代晩期の遺構

晩期前葉から中葉にかけての遺物は特に図3-2で示した区域から多く出土している。第10トレンチの7・8区で旧地形の谷が確認されたことから、この区域にほぼ沿った形でやや高い土地が尾根状に、台地側から東側の久慈川側に延びていたことが確認された。このゆるやかな尾根上で主に集落が営まれたと考えられる。弥生時代の土坑には縄文土器片も多量に混入しており、当時の人々も過去に集落があったことを認識していたことは間違いない。

晩期の住居跡は第12トレンチに4軒、第27トレンチに1軒確認された。

第2次確認調査の第12トレンチの第9～12号竪穴住居跡は、確認面で調査を止めている。覆土と確認面であるⅡ層の土の違いの判別が非常に難しかったため、遺物の集中地点が確認された後に、その場所を精査しプランを確認して住居跡とした。

第4次確認調査で見つかった第27トレンチの第26号竪穴住居跡は、トレンチ部分を遺構底面まで掘り込んで調査した。床面直上から晩期初頭安行3a式の大形破片が出土したため、この時期の所産と考える。覆土上層には晩期中葉の大洞C1～C2式のものも多くみられ、埋没過程が確認された。

第5・6次確認調査は現段階で整理作業途中ではあるが、第12トレンチと第13トレンチの間に、新たに9軒の竪穴住居跡が確認された。また、この調査で第26号竪穴住居跡の周辺に2本トレンチを入れ、円形の住居であることを確認した。

また、史跡は石棒製作遺跡としての性格も重要視されており、これらの住居跡からは石棒類の完成品・未成品や、石棒製作にかかわると考えられる砥石等がそれぞれ出土している。晩期後葉から

弥生時代前期の遺物数は減少するが、弥生時代再葬墓の営まれる中期前半まで継続して確認されている。

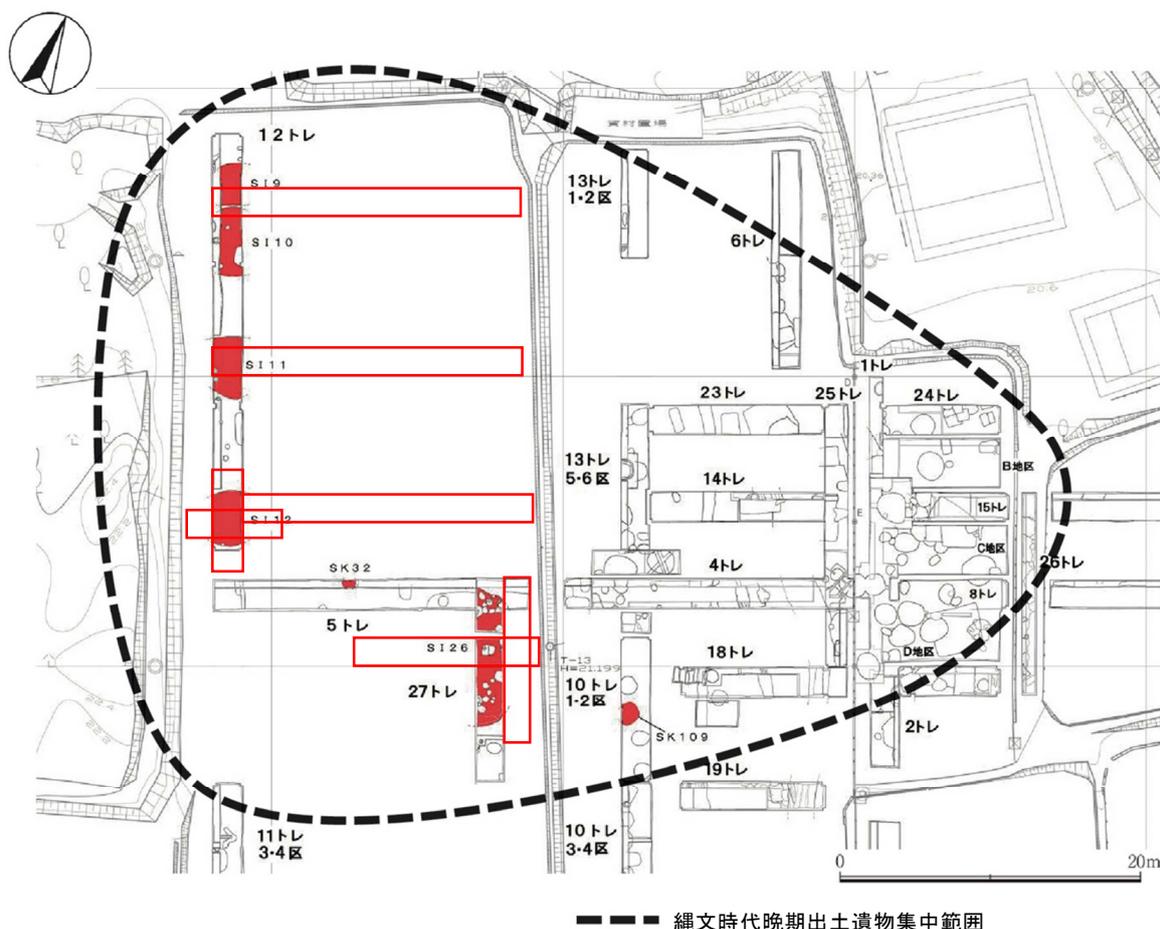


図3-2 縄文時代遺構分布拡大図

(4) その他の時代の遺構の状況

平安時代の遺構は、21軒の竪穴住居跡と土坑5基、掘立柱建物跡1棟が確認されている。竪穴住居跡は調査区域の全域に広く分布しており（図3-3）、出土遺物から、9世紀後半頃のもの、10世紀後半頃のものも多く確認されている。刻書「万吉」のある耳皿や「□□大宅」の墨書土器といった特殊な遺物も確認されており、ある程度の規模の集落が所在したと考えられる。管状土錘も各住居跡から出土しており、近くを流れる久慈川との関係性が窺える。

また、中世の遺構も検出されている。土坑15基と溝跡6条が遺跡全体に広く所在し、掘立柱建物跡や井戸も確認されている。土坑の多くが縦長の墓壇であり、中でも第58号土坑は、粘土貼りや石積み、木棺等の構造が確認され、副葬品も出土している。これらの墓壇は南北方向に複数本走る溝跡より西側にあり、調査区の南には東西方向に走る溝跡がある。このことから、溝により墓域が区切られていた可能性も考えられる。出土遺物から遺構の帰属年代は、14世紀中頃～15世紀の遺物と、16世紀末から17世紀初頭にかけてと考えられる。

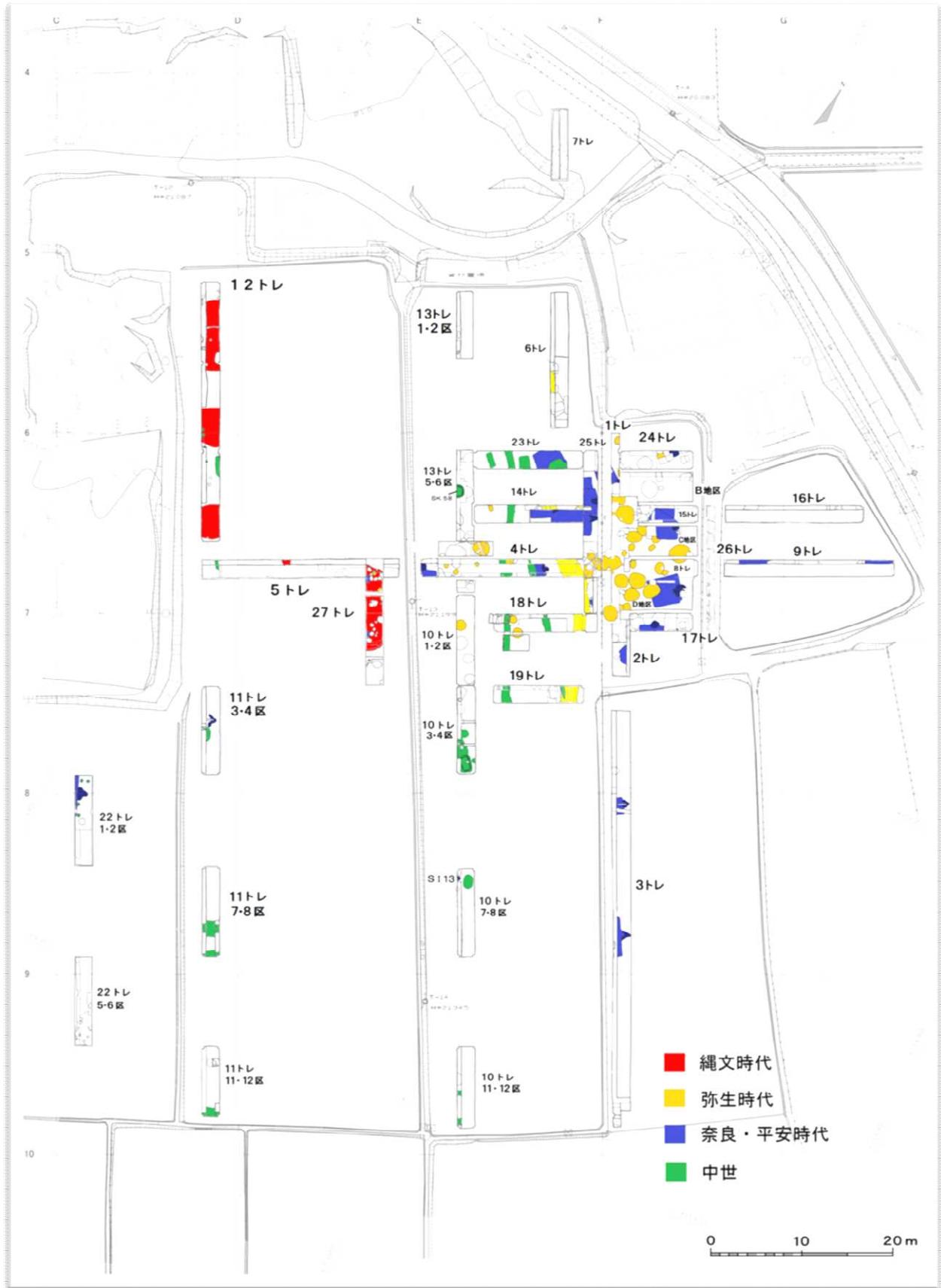


図3-3 遺構分布図

第2節 指定の概要

1 指定の経緯

史跡は、昭和55年頃(1980)に土地所有者が市内での転居後に、住宅跡地を水田にするため整地した際発見した。石棒や土器等の遺物を当時の大宮町に寄贈したことにより、遺跡として周知され、平成7年(1995)の大宮町歴史民俗資料館特別展「大宮の考古遺物」で壺形土器が公開されたことから、再葬墓遺跡の可能性のある遺跡として注目されるようになった。

平成18年(2006)1月から2月にかけて、鈴木素行氏が石棒製作遺跡の実態解明を目的として当遺跡で学術調査を実施した。しかし、調査初日から人面付壺形土器が出土したことで、調査目的は再葬墓の実態解明に変更となり、調査の結果、再葬墓7基から人面付壺形土器1点、壺形土器46点、滑石玉5点等が出土した。

この調査成果を企画展やシンポジウムで公開したところ、大いに注目を集めた。さらに、文化庁主催の「発掘された日本列島展」で2度も人面付壺形土器が展示され、大きな反響を呼んだ。

なお、これらの遺物は、平成21年(2009)11月に鈴木氏から常陸大宮市に移管されており、平成26年(2014)1月27日付で茨城県有形文化財に指定され、平成29年(2017)に国の重要文化財に指定された。

出土遺物が大きく注目された当遺跡であるが、平成18年(2006)の調査の際に判明した再葬墓の良好な遺存状態もまた、大いに注目された。再葬墓遺跡自体が少ない上に、その多くは耕作等によって遺存状態が悪かったり、緊急発掘により失われているなどして、調査研究に支障を来していたからである。

この重要な遺跡を適切に保護していくため、当市は常陸大宮市泉坂下遺跡保存委員会を平成22年(2010)10月に組織し、その指導のもと、具体的な検討を行った。そこで、今後の保存活用のための基礎資料を得ることを目的とした確認調査が立案されたのである。

平成24年度(2012)に第1次、平成25年度(2013)に第2次の確認調査を実施し、再葬墓の分布範囲及び原地形の確認といった成果が得られた。

平成26年(2014)の第3次調査では、再葬墓密集域を面的に広げて調査し、分布範囲をおおむね把握できた。その一方、密集域西側に新たな再葬墓分布域が確認されて、再葬墓が2群を成すことが判明した。

なお、第3次調査と時期を同じくして、市歴史民俗資料館大宮館では10月から11月にかけて平成26年度企画展「Mission!!東日本の弥生時代を解明せよ!」で、第2次調査までの成果を発表するとともに、市文化センターで泉坂下遺跡シンポジウムを開催した。

平成27年度(2015)に第4次確認調査を実施し、この調査報告と合わせて、当遺跡でのこれまで



写真3-1 契機となった土器



写真3-2 平成18年の学術調査

の調査を総括する報告書を平成28年(2016)12月に発行している。

これらの調査等によって、当遺跡の性格、範囲等が明らかになったことにより、平成29年(2017)1月に意見具申書を提出した。そして、後述するとおり、平成29年(2017)10月13日に史跡に指定されるに至った。

2 指定告示

指定に係る告示内容は、次のとおりである。

文部科学省告示第137号(該当部分を一部抜粋)

文化財保護法(昭和25年(1950)法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年(2017)10月13日

文部科学大臣 林 芳正

名 称	所 在 地	地 域
泉坂下遺跡	茨城県常陸大宮市泉字坂下	<p>八九四番, 八九五番のうち実測四八・〇九平方メートル, 八九六番, 八九九番一のうち実測九一・五九平方メートル, 九〇〇番一のうち実測一一・四八平方メートル, 九〇七番のうち実測二九五・四五平方メートル, 九〇八番のうち実測二三二・五三平方メートル, 九〇九番, 九一〇番, 九一一番, 九一二番, 九一三番一, 九一三番二, 九一四番, 九一五番一, 九一五番二のうち実測七六・八三平方メートル, 九一六番のうち実測三七七・一七平方メートル, 九一七番一のうち実測五二・六三平方メートル, 九一七番二のうち実測三〇九・八七平方メートル, 九一八番一, 九一八番二, 九一九番一のうち実測一五四・五六平方メートル</p> <p>上の地域に介在する道路敷を含む。</p> <p>備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を茨城県教育委員会及び常陸大宮市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。</p>

※原文の和暦表記に西暦年をカッコ内に加筆した(以下同様)。

3 指定説明

泉坂下遺跡は、市域の東端付近を流れる久慈川とその支流玉川との合流点から北西に約三キロメートル、那珂台地から東に下った久慈川右岸の低位段丘上に立地している。

遺跡は、平成十八年の鈴木素行による学術目的調査によって確認された再葬墓遺跡である。再葬墓とは、土葬や風葬などによっていったん遺骸を処理し遺骨を土器等に入れて再び埋葬する葬法で、主に東日本の弥生時代中期中葉までに認められる墓制である。

このときの調査では七基の再葬墓を検出し、最も注目されたのは、一号墓坑から検出された四個体の土器のうち的一点が非常に大きな人面付壺形土器だったことである。

常陸大宮市教育委員会では、この遺跡の重要性に鑑み、平成二十四年度から遺跡の範囲、内容を確認するための発掘調査を実施してきた。その結果、再葬墓三〇基を確認し、一基あたりの埋納土器は一個のものが七基、複数のものが二三基で、最も多いのは一五個に達し、確認できている土器は一五三個に及ぶ。このほか、一六基の土坑を検出した。

墓域は大きく東西の二群に分かれていた。東群では二四基の再葬墓がおおむね、長辺二〇メー

トル、短辺一五メートルの範囲に収まり、埋納土器が一個だけのものは四基、複数のものが二〇基で、再葬墓どうし近接して設けられ密集している。西群は、長辺二〇メートル、短辺一〇メートルの範囲に埋納土器が一個だけのものが三基、複数のものが三基の合計六基で構成され、分布密度は低い。これらはいずれも弥生時代中期前葉に属しているが、東西での分布の密集度に違いがあることが明らかとなった。

また、一六基の土坑については、一次葬のためのものという観点から調査が進められた。土坑内から人骨の出土はなく、土壌のリン酸・カルシウム等の分析を行ったものの、人骨の存在を示す結果は得られなかったが、一次葬のためのものである可能性が考えられている。

出土した土器のなかで、注目されるのは人面付壺形土器である。器高七七・七センチメートル、口径一四・〇センチメートルで、この種の土器のなかでは最大であり、口縁部から頸部にかけて、人面の造作は著しく立体的で、特に顎の部分を大きく張り出している点を特徴とする優品である。赤色顔料が右眼下や右顎に部分的に認められることから、人面部は赤彩されていたと考えられる。

出土した土器一五三点のうち壺が一四五点である。取り上げた五二点のうち、人面付壺形土器を含めて三二点の器面の内外に炭化物の付着があり、煮沸痕が認められる。このほか、副葬品として、一基から滑石製の玉が五点出土している。

なお、他の再葬墓遺跡でも認められるものと同様に、当遺跡でも縄文時代後・晩期の遺物が非常に多く出土しており、特に晩期中葉の遺物が密である。

これまでの再葬墓は偶発的に発見されることや後世の削平を受けて遺存状況が良好でない例がみられるなか、泉坂下遺跡は、弥生時代中期前葉の再葬墓遺跡として、遺構の残存状況は極めて良好で、墓域の全貌が判明した事例として貴重であり、現地に未調査の土器が多数遺存している。しかも、東西の二群に分かれ、再葬墓の密集度に違いがあることは、再葬墓が営まれた原理を知る事例を提供し、さらには、人面付壺形土器を発掘調査し、その出土状況が分かった。このように、本遺跡は弥生時代中期の東日本で特徴的に認められる再葬墓遺跡の様相を知ることができるという点で重要である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

『月刊文化財』平成 29 年（2017）9 月号（648 号）を一部修正

4 管理団体の指定

文化庁告示第 24 号（※該当部分を一部抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年（1950）法律第 214 号）第 113 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 30 年（2018）2 月 19 日

文化庁長官 宮田 亮平

上 欄		下 欄
名 称	指定告示	地方公共団体
泉坂下遺跡	平成 29 年文部科学省告示第 137 号	常陸大宮市（茨城県）

5 指定範囲

指定等の対象の名称 泉坂下遺跡

指定等の対象の所在地 茨城県常陸大宮市泉字坂下894番 外22筆

指定等の対象地域の面積 6,148.40 m²

所有関係概要 民有地(3名) 6,035.05 m² 公有地 113.35 m² (※国史跡指定当時)

6 指定地の状況

泉坂下遺跡における指定地の地番、登記地目、面積、所有区分は、次の一覧のとおりである。

なお、令和2年3月に史跡内の土地は、全て公有地化し、農地転用の手続を行った。

大字	字	地番	地目	面積 (m ²)	所有者区分
泉	坂下	894	畑	409.97	市有地
泉	坂下	895-B	山林	48.09	〃
泉	坂下	896	畑	414.56	〃
泉	坂下	899-1B	田	91.59	〃
泉	坂下	900-1B	田	11.48	〃
泉	坂下	907-B	田	295.45	〃
泉	坂下	908-B	田	232.53	〃
泉	坂下	909	田	105.38	〃
泉	坂下	910	畑	325.02	〃
泉	坂下	911	畑	314.39	〃
泉	坂下	912	畑	121.29	〃
泉	坂下	913-1	田	280.56	〃
泉	坂下	913-2	田	197.18	〃
泉	坂下	914	畑	692.68	〃
泉	坂下	915-1	畑	784.20	〃
泉	坂下	915-3	畑	76.83	〃
泉	坂下	916-3	宅地	377.17	〃
泉	坂下	917-5	田	52.63	〃
泉	坂下	917-6	田	309.87	〃
泉	坂下	918-1	田	211.44	〃
泉	坂下	918-2	田	528.18	〃
泉	坂下	919-3	田	154.56	〃
泉	坂下	無番	道※	113.35	〃

※道①は、常陸大宮市泉894番と同915番1に挟まれ、同907番と同913番1に挟まれる道の一部 90.06 m²

道②は、常陸大宮市泉894番と同896番に挟まれ、同895番と同896番に挟まれる道 23.29 m² 実測合計 113.35 m²



図3-4 指定地内地番図

第4章 本質的価値とその周辺

第1節 史跡をめぐる価値

史跡は、縄文時代晩期から人間の活動痕跡が確認され、弥生時代には東日本に特徴的にみられる再葬墓が多く営まれた遺跡である。史跡では、再葬が営まれた弥生時代中期の遺構、遺物群と関連する要素を「本質的価値」と捉える。ここでは、史跡の適切な保存活用を図ることを前提として、史跡で再葬が営まれる以前及び以降の要素についても検討し、史跡における価値を示す。

1 弥生時代

史跡の本質的価値を構成する再葬墓遺構群は、平成18年(2006)の学術調査と4次にわたる調査で、再葬墓は30基確認され、東日本弥生時代前～中期に特徴的な再葬墓遺跡を良好な状態で保存していることが判明した。

再葬墓とは、遺体を一旦土に埋めるなどして骨化した後に取り上げ、その骨を壺等に納めて改めて埋納した墓のことである。

再葬墓は、時期と地域が限定される墓制であり、時期的には縄文時代晩期から弥生時代中期にかけて、地域的には愛知県以東、岩手県にまで分布し、特に茨城県を含む北関東3県と福島県に多くみられる。東日本の弥生時代前期から中期前葉を中心とした時期での特徴的な墓制といえる。

これまでは弥生時代といえば、西日本を中心とする稲作や小国の乱立、青銅器祭祀等が解明されてきたが、東日本における生業や墓制については未知なことが多い。その中で、本史跡は東日本の弥生時代の墓制の解明、ひいては当時の社会や文化の解明に繋げうる資料といえる。

史跡の価値はまず第1に、遺跡の遺存状態が良好な点にある。再葬墓遺跡は、その可能性のある遺跡を含めても発見数は全国で約140遺跡であり、多くの遺跡が耕作等の攪乱により遺存状態が悪く、再葬墓の研究は、十分に進展してこなかった。

こうした状況の中で、本史跡においては最初

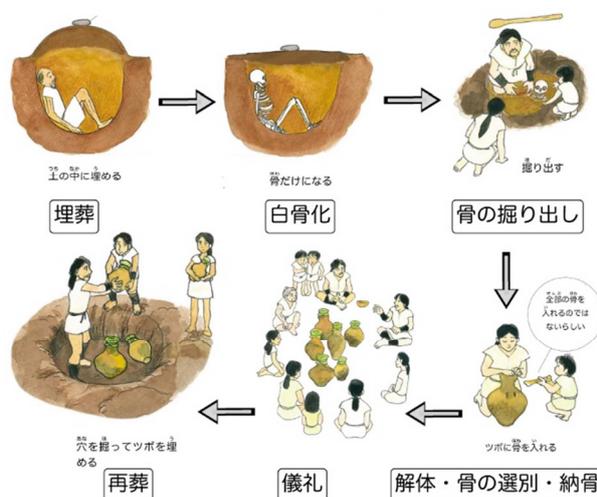


図4-1 再葬のプロセス(『いずみのツボ』常陸大宮市編 2017 12-13頁より作図)

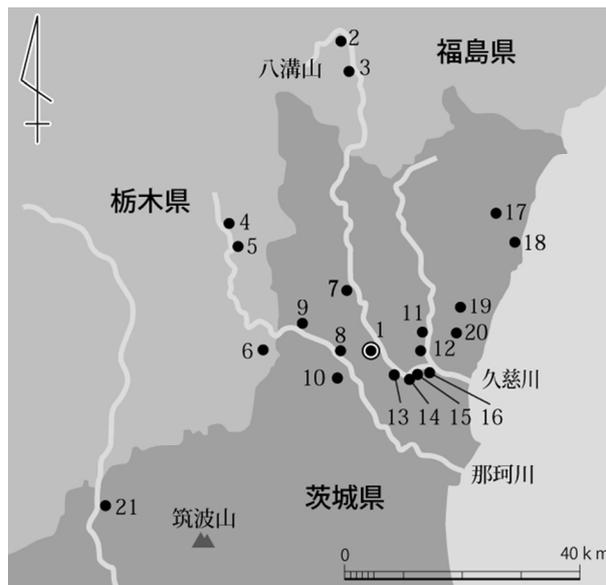


図4-2 茨城県北部及びその周辺の弥生時代中期前半の遺跡(『泉坂下遺跡の研究』鈴木素行編 2011 第122図に加筆修正)

の発掘も、開発に伴う発掘調査ではなく学術調査であったため、遺物の取り上げは行っているが遺構を大きく損なうことなく現地に保存されている。またその後の教育委員会による確認調査は、ほとんどの遺構を検出面での確認にとどめ、遺跡の保存に最大限配慮しながら実施した。

こうした調査により、1基当たりの埋納土器の数が1点から15点と様々であること、同時期の一次葬に使われた可能性がある土坑墓が見つかること、縄文時代晩期の集落と同じ場所に形成されていることなど、再葬墓としての特徴及び全体像がはっきりと確認できた。なお、確認した再葬墓遺構30基と埋納土器153点のうち、再葬墓遺構22基、埋納土器99点は、遺構の現状保存のための山砂をかけて埋め戻し、現地に保存されている。

よって、当該史跡は、これまでの調査の検証はもちろん、技術が進歩する将来の調査にも対応可能な状態を保っている。

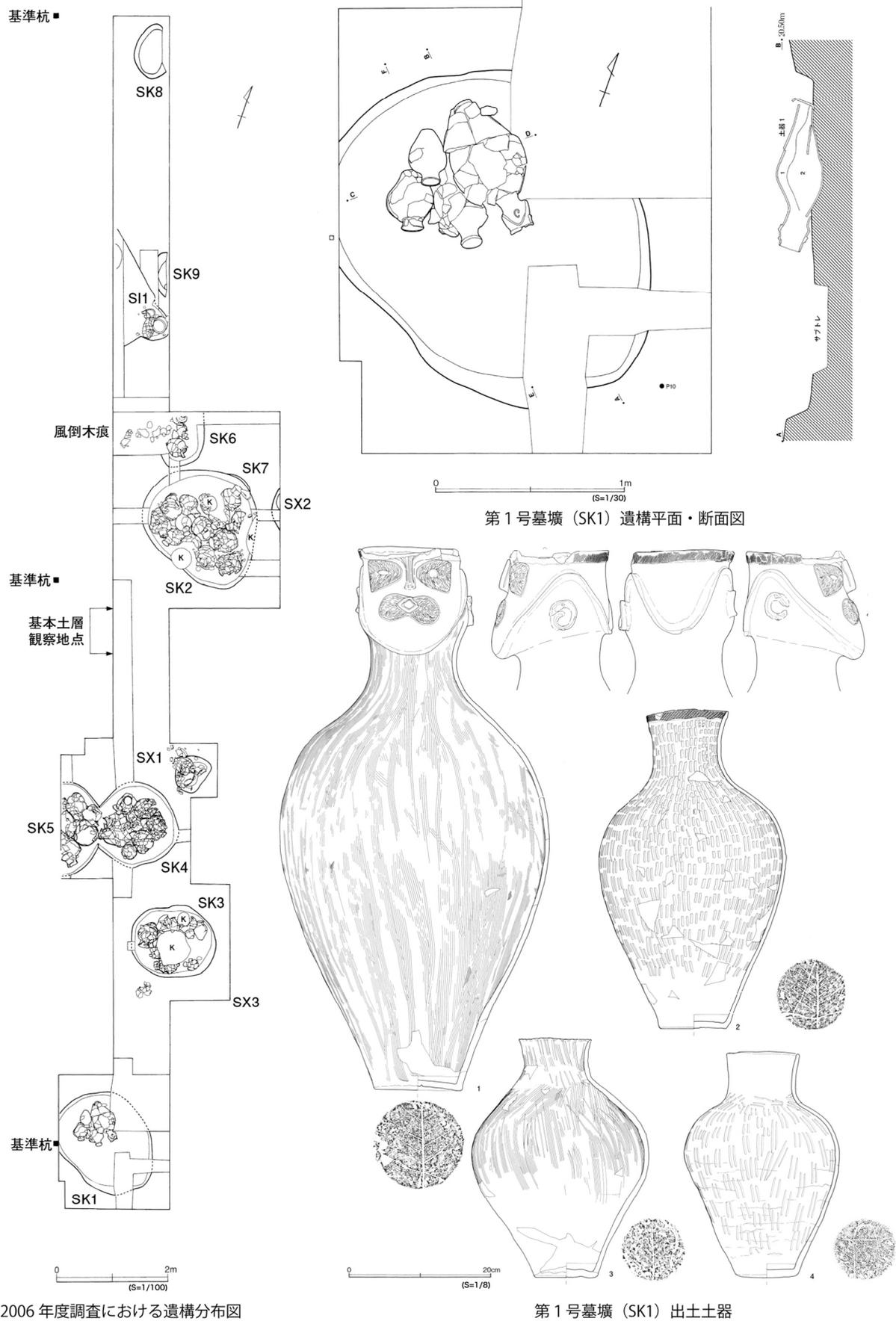
第2に、人面付壺形土器が出土している点である。再葬墓遺構に埋納される人面付壺形土器は、当時の人々の精神文化を強く反映していると考えられ、弥生文化研究の重要な資料である。しかも、人面付壺形土器は、再葬墓遺構に関係する遺物として特徴的な遺物とされていながら、出土例が極めて少ない。これまで14遺跡から17個体の出土例しかない。

当史跡で出土した人面付壺形土器は、遺存状態が良好で、これまでに知られている人面付壺形土器の中で最大となる高さ77.7cmを測り、特にその人面部は立体的に作り出され、写実的な表現をされている優品である。加えて、学術調査時に再葬墓遺構の中から出土しており、出土状況が明確である点も高く評価できる。人面付壺形土器以外の再葬墓から出土した土器も、遺存状態が良く在地系や他地域の影響が見られる土器など多くの優品があり、人面付壺形土器と合わせて国重要文化財に指定されている。

以上のことから、本史跡で確認された再葬墓遺構群は、学術上はもちろん、歴史学習や地域理解等においても極めて高い価値を有している。

表4-1 茨城県北部及びその周辺の弥生時代中期前半の遺跡（報告書Ⅴ 第2表に加筆修正）

番号	遺跡名	所在地	番号	遺跡名	所在地
1	泉坂下遺跡	茨城県常陸大宮市	12	坂口遺跡	茨城県常陸太田市
2	崖の上遺跡	福島県棚倉町	13	大塚遺跡	茨城県那珂市
3	中萩平遺跡	福島県棚倉町	14	森戸遺跡	茨城県那珂市
4	三枚畑C遺跡	栃木県那珂川町	15	籠内遺跡	茨城県那珂市
5	滝田内遺跡	栃木県那珂川町	16	海後遺跡	茨城県那珂市
6	箕ノ輪遺跡	栃木県茂木町	17	小場遺跡	茨城県高萩市
7	中台遺跡	茨城県常陸大宮市	18	明神越遺跡	茨城県日立市
8	小野天神前遺跡	茨城県常陸大宮市	19	十王堂遺跡	茨城県日立市
9	宿尻遺跡	茨城県常陸大宮市	20	大沼遺跡	茨城県日立市
10	北方遺跡	茨城県城里町	21	北原遺跡	茨城県筑西市
11	瑞龍遺跡	茨城県常陸太田市	22	女方遺跡	茨城県筑西市



2006年度調査における遺構分布図

第1号墓壇 (SK1) 出土土器

図4-3 泉坂下遺跡 2006年調査の遺構分布と第1号墓壇 (SK1)
『泉坂下遺跡の研究』鈴木素行編 2011より作図)

2 立地の特徴と縄文時代晩期に営まれた集落

これまで確認されている弥生時代前・中期の大規模な再葬墓遺跡は、縄文時代晩期の集落遺跡と重複することが研究史においても指摘されてきており、当該史跡も貴重な追加事例である。

史跡では、縄文時代中期の土坑が1基、後期の土坑が1基、晩期の竪穴住居跡5軒が確認されている。縄文時代晩期の遺物には、石棒・石剣及びそれらの未成品、その製作用道具等が確認されている。また、土偶片や手燭形土器片、人面付土器等の特異な出土遺物が顕著である点も、続く弥生時代に再葬墓が造営されたことを考える上で重要である。縄文時代晩期の第26号住居跡覆土中に、縄文時代晩期から弥生時代中期までの遺物が層状に堆積しており、住居廃絶後の土地利用が縄文時代から弥生時代まで継続していたことが考えられる。

ただし、縄文時代晩期の遺物が最も多い時期と再葬墓の時期は連続していない。その間の時代の土器片も少数ではあるが、確認されるため、完全な断絶ではないが、空白がある点について重視する必要がある。

3 史跡内の歴史的環境

(1) 立地環境

史跡は、鷲子山塊に連続する大宮台地から東に一段下がった久慈川右岸の低位段丘上に立地し、久慈川から700mほどの位置にある。河道近くには、自然堤防が形成され、北方の自然堤防上には宇留野坪の集落が立地している。史跡が立地する低位段丘は、標高20mほどである。さらに低い久慈川の沖積低地には一面に水田が広がり、水田面から史跡の立地する最低位段丘の比高差は2mほどである。史跡の北と南には谷津が入り込み、谷津により区画されて幅50mほどの舌状に張り出した段丘を遺跡の旧地形として推定できる。河川に近い高台に営まれる再葬墓が多い中で史跡は低地に立地するが、周囲よりはやや高く、河川を望める水が豊富な場所であることは、他の再葬墓遺跡とも共通している。この低位段丘は、台地からの湧水により切断されながら、玉川との合流点まで南東に大きく展開している。ここには現在、根本の集落、さらに南東に上岩瀬、下岩瀬の集落が立地している。

(2) 他時代の遺構

弥生時代以後も、当該史跡を中心とした地域では、人々の活動痕跡が確認されている。

史跡内からは古くは縄文時代前期、新しいものでは近世まで、継続的に活動が行われてきた痕跡が確認されている。その中でも特に平安時代と中～近世の遺構・遺物は、史跡の全域に広く分布している。

平安時代の遺構は、竪穴住居跡21軒と土坑5基、掘立柱建物跡1棟が確認されている。竪穴住居跡は調査区域の全域に広く分布しており、出土遺物から、9世紀後半頃のもの、10世紀後半頃のものも多く確認されている。刻書「万吉」のある耳皿や「□□大宅」の墨書土器といった特殊な遺物も確認されており、ある程度の規模の集落が所在したと考えられる。管状土錘も各竪穴住居跡から出土しており、近くを流れる久慈川との関係性が窺える。

中～近世の遺構は、土坑15基と溝跡6条が遺跡全体に広く所在し、掘立柱建物跡や井戸跡も確認されている。土坑の多くが縦長の墓壇であり、粘土貼りや石積み、木棺等の構造が確認され、副葬品も出土している。これらの墓壇は南北方向に複数本走る溝跡より西側にあり、史跡の南には東西方向に走る溝跡がある。このことから、溝により墓域が区切られていた可能性も考えられる。出土遺物から14世紀中頃～15世紀の遺物と、16世紀末から17世紀初頭かけての遺物が比較的多くみら

れる。当該史跡から北西約500mには中世の佐竹系城郭である前小屋城跡があり、確認された中世遺構のいずれかが関連することは想像に難くない。

4 史跡をめぐる価値

以上のように、当該史跡は、再葬墓遺構群に大きく価値づけがされており、縄文時代晩期の遺構も密接に関係している。

史跡が所在する場所は、久慈川という大河川に近く、後背地が台地斜面である低位段丘上にあるため、洪水の被害に遭う可能性があるが、湧水も豊富であるという、利用しやすい土地である。このため縄文時代、弥生時代、平安時代、そして中近世の人々が、繰り返し当該史跡とその周辺に住み、また墓地を造営した。

このような価値を有する史跡を将来に伝えていくことは極めて重要なことであり、各方面の専門家の意見を取り入れながら保存・活用を図る必要がある。

以上を踏まえ、史跡の価値を下記のように集約する。

史跡の価値
<p>○本質的価値</p> <ul style="list-style-type: none">・ 弥生時代東日本で特徴的に認められる再葬墓の、全容を知ることができる 学術調査により発掘され、遺存状態が良好で墓域の全貌が判明した再葬墓遺跡として稀な例であり、様相が不明な点が多い東日本の弥生時代前・中期の研究を進める上で極めて重要な価値を有する。・ 遺存状態が極めて良好な人面付壺形土器をはじめとする出土遺物 再葬墓30基から、この種での土器では最大となる人面付壺形土器を含む、在地及び周辺地域に由来する多様な壺形土器が約100個体以上確認されており、うち出土品61点が国重要文化財に指定されている。 <p>○本質的価値に付随する要素</p> <ul style="list-style-type: none">・ 再葬墓の前段階に形成された縄文時代晩期の遺構・遺物 弥生時代の再葬墓に先行する縄文時代晩期の住居及び石棒製作遺跡の遺構・遺物が発見されている。これは、縄文時代晩期から弥生時代に至る過程を知るうえで重要である。 <p>○史跡をとりまく環境</p> <ul style="list-style-type: none">・ 弥生時代の環境・景観が残る。 久慈川沿いの低位段丘上にある史跡からは、久慈川沖積地に広がる水田や自然堤防上に形成された集落が見渡せる。湧水が豊富であり動植物も豊かで、自然環境や景観が比較的良く残っていると考えられる。・ 再葬墓以後も、継続的に営まれた人々の活動痕跡 平安時代には集落が営まれ、中～近世には土坑墓が造営され、現代の集落につながる人々の活動が継続的に営まれてきた。

第2節 史跡及びその周辺の構成要素

以上のような当該史跡における「価値」を踏まえ、史跡を構成する要素区分と合わせて、史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素を加えて、次表のとおり整理する。

表4-2 史跡を構成する要素

分類		内容	構成要素	
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する要素	弥生時代再葬墓群	遺構	弥生時代再葬墓遺構，土坑，土中保存された土器を含む
			出土遺物	〈国重要文化財〉人面付壺形土器ほか，壺形土器，甕形土器，玉類
	本質的価値に付随する要素	縄文時代晩期の集落跡	遺構	縄文時代晩期の竪穴住居跡，石棒製作跡
			出土遺物	縄文晩期の土器・土製品，石棒及び石棒未成品，その他石器・石製品
	史跡環境を構成する要素	立地環境		久慈川右岸の湧水が豊富な低位段丘上の，舌状台地と後背地である大宮台地
		古代の集落跡及び中～近世の墓坑群	遺構	平安時代の竪穴住居跡，掘立柱建物跡，中～近世の土坑墓群，溝跡，井戸
			出土遺物	墨書土器，刻書のある耳皿，木棺，管状土錘
		その他の要素	管理施設	標識，境界杭，囲柵，標柱，説明板
取扱を検討すべきもの	建築物，道路，地下埋設物，樹木		畦畔，電柱，市道を廃した道路敷	
史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素	史跡周辺の歴史文化遺産		遺跡	泉坂下遺跡（指定地外），坪井上遺跡，富士山遺跡，富士山古墳群，五所皇神社裏古墳，下村田遺跡，宇留野城跡，前小屋城跡等
			有形文化財	種生院，大黒天石仏，石造物・石仏群，星宮神社，五所皇神社，誕生寺等
			その他（伝説関連地）	雪村筆洗いの池（市指定史跡），御器井戸及び三蔵の滝，了誉聖岡の生誕地，上岩瀬祭ばやし等
	自然・景観・土地利用		河岸段丘，農地，樹林地，境内地，集落	田園景観，台地，岩崎用水（灌漑施設）等
	便益施設		公園，駐車場，道路，水路，看板	水路，誘導看板等

第5章 保存活用に向けた現状・課題

第1節 保存の現状・課題

史跡の価値を後世に伝えていくにあたり、史跡を適切に保存していく必要がある。そのため、ここでは、史跡現地の再葬墓遺構及び出土遺物に関して、保存の現状と課題の抽出を行う。

1 保存の現状

○保存における現状は次のとおりである。

- ・これまで市教育委員会が調査で検出した遺構のうち、26号土坑を除くすべての再葬墓遺構の土器は、取り上げずに埋没保存している。
- ・再葬墓遺構出土遺物の61点は、国の重要文化財に指定され、常陸大宮市歴史民俗資料館で保管されている。それらの出土品は平成30年度（2018）より、順次、展示できる状態にするための修復等を行っている。
- ・重要文化財を除く本史跡の出土遺物は、市内の旧大場小学校（現泉坂下遺跡整理作業場）で保管している。
- ・指定地は令和2年（2020）3月に公有地化した。
- ・指定地内西側に南北方向の電線が引かれており、電柱が設置されている。



写真5-1 確認調査での再葬墓確認状況例（左）と保全措置の状況例（右：山砂で被覆）

2 保存の課題

○1で述べた現状をふまえると課題は次のとおり整理できる。

- ・再葬墓遺構等、未検出の遺構が存在する可能性がある。
- ・出土遺物は埋没保存をしているため、経年による保存状態の変化を目視で確認できない。
- ・遺構検出面が地表面から比較的浅いため、物理的にき損する可能性がある。
- ・電柱の建替えや倒壊等による遺構への影響が危惧される。
- ・現段階で指定地の周辺で大きな災害は確認されていないが、河川が近い低地であることから、大雨による洪水等の災害が危惧される。
- ・現在の歴史民俗資料館は社会福祉施設を改修したものであるため、国の重要文化財を保存・展示する施設として整っていない。
- ・未修復の出土品の多くが、長期の展示に耐えられない可能性がある。

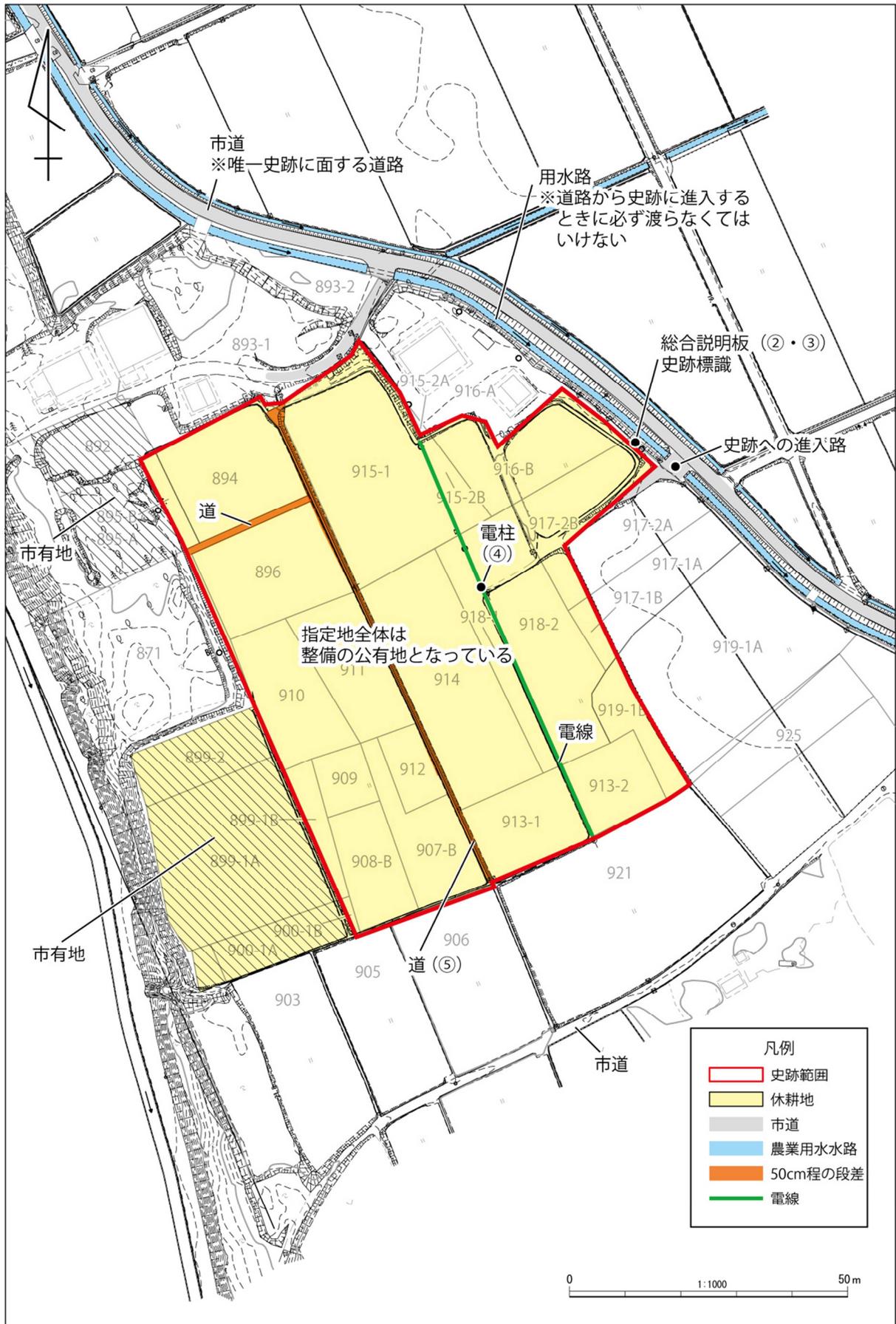


図5-1 史跡の現況図

第2節 活用の現状・課題

泉坂下遺跡については、最初の発掘以来、様々な催し物や調査研究等の活用がなされてきた。史跡が指定され、今後さらなる活用を図るに当たり、ここでは活用に関する現状と課題の抽出を行う。

1 活用の現状

○活用の現状としては、次のとおりである。

- ・展示会、シンポジウム、現地説明会を随時開催している。(表5-1, 表5-2)
- ・国の重要文化財に指定された遺物及び修復された史跡出土遺物は、常陸大宮市歴史民俗資料館で定期的に企画展等を開催し公開している。
- ・研究成果は報告書等を発行し、随時成果を発表している(表5-3)。ガイドブック「いずみのツボ」(写真5-3)を市内の小学生に配布し、一般向けには歴史民俗資料館で販売している。その中に、周辺の文化財を周遊するルートマップを提示している。(図8-1)

○史跡に関する現在の市民意識の現状は、以下及び(図5-2, 3)のとおりである。

- ・約7割の市民は史跡を認識している。
- ・10代から30代の市民は、他の世代に比べて、史跡の認知度が低い。
- ・史跡周辺の大宮地区に比べると、史跡から離れている美和地区での認知度が若干低い。
- ・人面付壺形土器の認知度は史跡に比べて若干低いが、約6割の市民が認識している。
- ・10代から20代の市民は、他の世代に比べて、人面付壺形土器の認知度は低く、約3割である。



写真5-2 小学生発掘体験

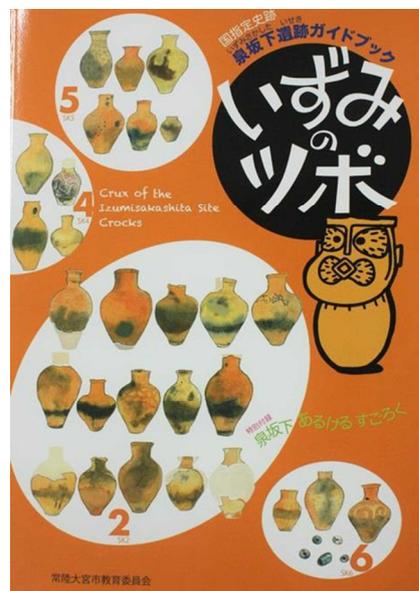


写真5-3 ガイドブック

表5-1 企画展一覧

実施年	会期	題名
平成6年(1994)	10/24～11/19	企画展『大宮の考古遺物』
平成18年(2006)	2/18～4/9	臨時企画展『新発見! 泉坂下遺跡出土の人面付土器』
平成21年(2009)	12/15～2/7	企画展『再葬墓と人面付土器のふしぎ』
平成26年(2014)	10/14～11/24	企画展『ミッション!! 東日本の弥生時代を解明せよ!』
平成29年(2017)	6/16～9/3	企画展『重要文化財指定記念』
平成29年(2017)	12/1～12/10	企画展『泉坂下遺跡 記念シンポジウム企画コーナー』
平成30年(2018)	9/15～10/21	企画展『国重要文化財指定一周年記念』
令和元年(2019)	9/20～11/10	企画展『茨城国体開催記念・常陸大宮市市制施行15周年記念』

表5-2 イベント・教育普及活動一覧

開催日	演題
平成22年(2010)1月31日	シンポジウム『再葬墓と人面付土器のふしぎ』
平成24年(2012)6月～2月	『発掘された日本列島2012』へ貸出
平成26年(2014)5月～2月	『発掘された日本列島2014-20周年記念』へ貸出
平成26年(2014)10月	「文化財写真技術ミニ講習会 in いばらき」泉坂下遺跡で開催
平成26年(2014)11月9日	シンポジウム『なるほど! どうする泉坂下』
平成27年(2015)	公民館講座で「泉坂下遺跡に学ぶ陶芸講座」スタート
平成27年(2015)6月	上野小学校出前授業
平成29年(2017)10月	上野小・村田小学生発掘体験(小中連携授業に関わる社会科の授業)
平成29年(2017)12月2・3日	シンポジウム『なんだっぺ? 泉坂下』
平成30年(2018)3月	塩田地区会出前講座
平成30年(2018)3～5月	兵庫陶芸美術館特別展『弥生の美-土器に宿る造形と意匠-』へ貸出
平成30年(2018)10月	上野小・村田小学生発掘体験(小中連携授業に関わる社会科の授業)
平成31年(2019)4月	岩瀬長寿会出前講座
平成24年～令和元年	第1次～6次泉坂下遺跡確認調査の現地説明会

表5-3 書籍一覧

刊行日	題名
平成7年(1995)10月	『図録 大宮の考古遺物』
平成23年(2011)8月	『泉坂下遺跡の研究-人面付土器を伴う弥生時代中期の再葬墓群について-』
平成23年(2011)8月	『茨城県常陸大宮市泉坂下遺跡』
平成24年(2012)3月	『画報 泉坂下遺跡-人面付土器を伴う弥生時代中期の再葬墓群』
平成25年(2013)7月	報告書『泉坂下遺跡Ⅱ』
平成26年(2014)7月	報告書『泉坂下遺跡Ⅲ』
平成27年(2015)7月	報告書『泉坂下遺跡Ⅳ』
平成28年(2016)12月	報告書『泉坂下遺跡Ⅴ』
平成29年(2017)12月	国指定史跡 泉坂下遺跡ガイドブック 『いずみのツボ』
平成29年(2017)12月	泉坂下遺跡国史跡並びに出土遺物国重要文化財指定記念シンポジウム『なんだっぺ? 泉坂下～再葬墓研究最前線～講演等要旨・資料集』
令和元年(2019)7月	季刊考古学別冊29『泉坂下遺跡と再葬墓研究の最前線』

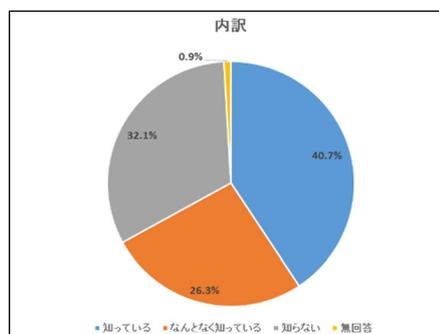
・市民意識の現状

市では、平成30年度（2018）に「常陸大宮市総合計画」策定にあわせて市民アンケートを実施している。その中で史跡に関わる結果は次のとおりである。

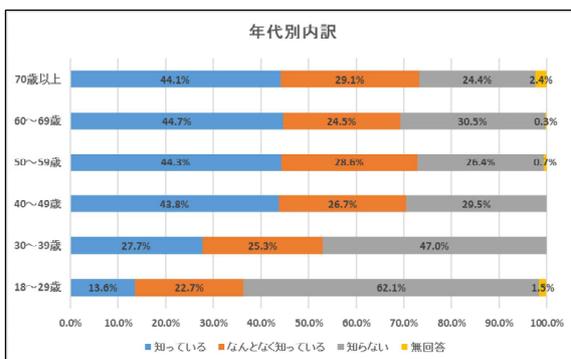
名 称	平成30年度 市民意識調査に対するアンケート
実 施	平成30年（2018）7月
方 法	郵送配布，郵送回収
対 象	無作為に抽出した市内在住の18歳以上の男女3,000人
回答数	970票（回収率；32.3%）

問1 あなたは平成29年10月に国史跡に指定された、大宮地域の南東に位置する弥生時代中期の再葬墓遺跡である「泉坂下遺跡」をご存知ですか。〈1つ選択〉

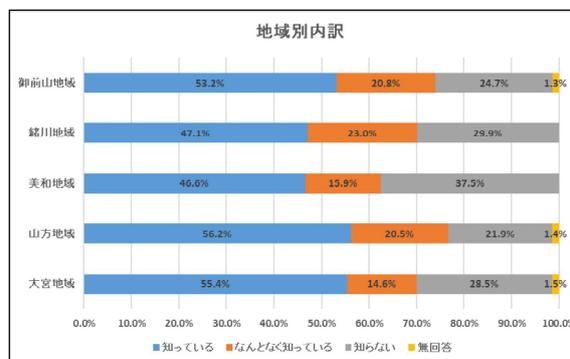
	回答数	構成比
知っている	395	40.7%
なんとなく知っている	255	26.3%
知らない	311	32.1%
無回答	9	0.9%
合計	970	100%



アンケート結果内訳



年代別内訳

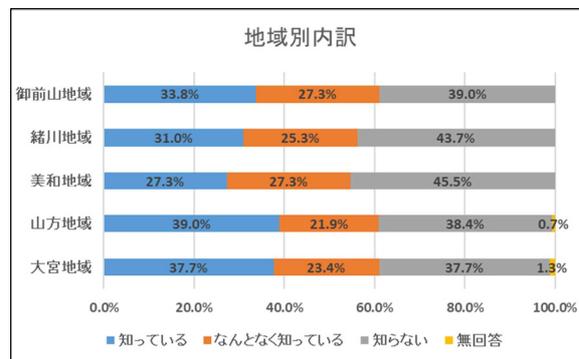
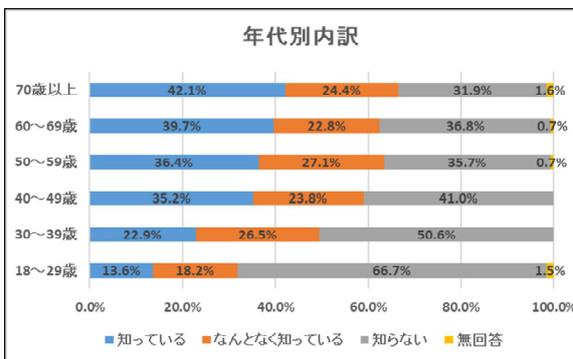
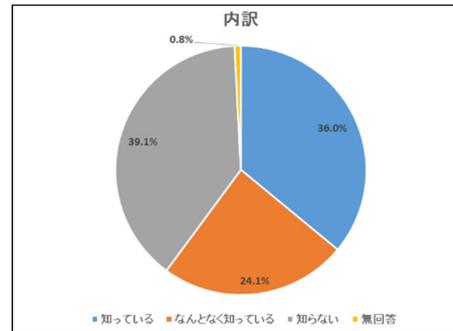


地域別内訳

図5-2 アンケート調査結果（問1）

問2 あなたは平成29年9月に国の重要文化財に指定された、泉坂下遺跡の出土品である国内最大の「人面付壺形土器（通称いずみ）」をご存知ですか。〈1つ選択〉

	回答数	構成比
知っている	349	36.0%
なんとなく知っている	234	24.1%
知らない	379	39.1%
無回答	8	0.8%
合計	970	100%



年代別内訳

地域別内訳

図5-3 アンケート調査結果（問2）

2 活用に向けた課題

○1で述べた現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・遺構展示等がなく、来訪者が再葬墓遺構を認識できず、史跡を体感できない。
- ・学校教育以外では、歩く会や地元の学習会など、主に50代から70代の利用者が多く、シンポジウム等の参加者もその年齢層が多い。史跡単体では幅広い世代への関心を促すことが困難である。
- ・史跡への進入路が、すれ違いの出来ない、細い未舗装道路であることにより、訪れることが難しい。バスは進入できず、駐車場も無いため、団体客の場合は遠くから歩いて訪れるしかない。
- ・主に若い世代の関心が低い。史跡に近い小学校での活用はあるが、市域全体での活用はまだ不足している。
- ・ガイドブックはあるが、無料配布できる簡便なパンフレットがない。

第3節 整備に向けた現状・課題

史跡の整備は、保存管理を担保しつつ、十分な活用ができるよう行われなければならない。保存・活用・整備の連携が必要となる。ここでは、史跡の整備に向けた現状と課題の抽出を行う。

1 整備の現状

○整備における現状は次のとおり、史跡及びその周辺が未整備である。

- ・平成24～27年度に実施した第1次～第4次調査で確認された遺物は埋没保存されている。
- ・説明板及び標識が設置されているが、遺構ごとの解説板は設置されていない。
- ・トイレ、休憩所、ガイダンス施設は設置されていない。
- ・指定地内に電柱や畦畔ブロック、樹木等が所在する。
- ・史跡は久慈川の河岸段丘の低位段丘上に位置し、雨が降ると指定地内に水が溜まりやすく、そのうえ道や田んぼの境ごとに段差がある。
- ・史跡の西側に農業用水路が流れているなど、史跡へ至る道路が狭く、入り組んでいる。また、史跡への誘導板は国道には設置されておらず、駐車場も整備されていないため、車でのアクセスが困難である。さらに、公共交通機関を利用したアクセスも不便である。

表5-4 史跡指定地及び周辺の現況写真一覧



	
<p>② 史跡標識と説明板</p>	<p>③ 指定地内構造物（電柱，樹木等）</p>
	
<p>④ 指定地内構造物（畦畔ブロック）</p>	<p>⑤ 豪雨後の史跡</p>
	
<p>⑥ 史跡への誘導板 1</p>	<p>⑦ 史跡への誘導板 2</p>

2 整備の課題

○1で述べた現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・土中に保存されている、100 個体以上の再葬墓土器群が地表面から浅い場所にあり、保存及び管理方法に不安がある。
- ・現在は史跡現地に説明板が1枚あるのみで、再葬墓遺構の詳細がわからない。
- ・来訪者のための駐車場やトイレ等便益施設がない。
- ・電線により史跡の景観が損なわれている。
- ・史跡内は段差があることや、深い水路がすぐ近くにあること、雨天時はぬかるみが激しい等の為、来訪者が安全に史跡を見学できない。
- ・史跡を訪れるルートがわかりづらく、訪問が困難である。国道をはじめ適所に適切な誘導板が設置されていない。

- ・史跡への進入路が、すれ違いの出来ない、細い未舗装道路であることにより、訪れることが難しい。バスは進入できず、駐車場も無いため、団体客の場合は遠くから歩いて訪れるしかない。

第4節 運営・体制の現状と課題

史跡を適切に保存・活用・整備していくためには、それを推進していく体制を整備する必要がある。ここでは、運営・体制の現状と課題の抽出を行う。

1 運営・体制の現状

○運営・体制における現状は次のとおりである。

a. 管理団体の体制

- ・文化財担当部署が、史跡現地の管理及び調査等を行っている。
- ・史跡出土品の保管・展示は教育委員会歴史民俗資料館が担当している。
- ・埋蔵文化財担当者は、正規職員1名、非正規雇用職員3名である。
- ・平成22年度(2010)から、泉坂下遺跡保存委員会が組織され、専門家による指導が行われている。令和元年(2019)からは、これに教育関係機関及び地域代表者等がメンバーに加わり、泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会として、史跡の保存・活用に係る協議を行っている。

b. 管理団体内での他部署との連携

- ・人面付壺形土器は、ホームページなど市のPR活動の素材として、様々な場所で利用されている。
- ・令和元年度作成の「地域計画」に他部署との連携可能な事業を示している。

c. 管理団体以外での体制

- ・地元住民を中心とした遺跡愛護団体が活動している。
- ・史跡周辺の小学校では、発掘体験等を学習プログラムに利用しているが、市内中学校・高等学校では利用していない。
- ・地域の様々な団体が、歩く会や出前授業などで、史跡について学んでいる。

2 運営・体制の課題

○1で述べた現状を踏まえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・史跡や出土遺物を今後、継続的に保存管理及び調査研究し、その成果を国内外に発信していくための体制が整っていない。
- ・整備事業に関連する部署や観光の担当課等とは、活用・整備に向けてさらに連携していく余地がある。
- ・地元住民に比べて、遠方の住民の史跡への関心が低く、生涯学習等で史跡を活かしきれていない。
- ・若い世代の史跡や人面付壺形土器への認知度も低く、市内全域での学校教育で史跡を活かしきれていない。

第6章 保存活用 of 目標と基本方針

第1節 保存活用 of 目標

本史跡は市内初の国指定史跡であるとともに、国内初の再葬墓の国史跡であるため、「故郷の誇れるものやかけがえのないものから学び、故郷を愛し、慈しむことのできる心を醸成する『郷育』」の大きな柱とするべきものであり、文化財保護推進の中核的・象徴的存在として役割が期待されている。

このため、学校教育における歴史学習や、生涯学習における地域理解等においても極めて重要であり、まちづくりのための素材として、常陸大宮市にとって貴重な財産といえる。

以上のことから、史跡の価値を確実に守り、その魅力を伝え、継承していくために、保存活用の目標を下記のとおり定める。

保存活用 of 目標	
<p>みんなの誇りとなる常陸大宮の「顔」づくり</p> <p>史跡の価値を未来に向けて確実に継承し、弥生時代の再葬墓を中心とした当時の世界観や風習に触れることができる場としての魅力を高め、「郷育」の大きな柱とすることで、より文化的なひとづくり・まちづくりに資する保存活用を目指す。</p>	

第2節 基本方針

上記の目標達成のために、前章で提示した史跡における現況・課題をふまえ、史跡内区域と合わせ、「地域計画」で示す「関連文化財群」と「文化財保存活用区域」（第1章参照）の内容及び範囲を考慮しつつ、保存活用の基本方針を以下のように定める。

基本方針	
調査研究	調査研究は適切な保存活用事業推進の根幹と位置づけ、着実に継続する。
保 存	再葬墓遺構等の確実な保存管理を行うとともに、それを取り巻く歴史的環境・自然的景観を一体的に保全する。
活 用	史跡周辺の環境と合わせた、みんなが楽しく学べる場としての活用を目指す。
整 備	史跡の確実な保全と、来訪者の安全を確保するための整備を行う。
運営体制	政策間連携と市民協働による体制づくりを目指す。

第7章 保存（保存管理）

第1節 保存の方向性

保存の基本方針のとおり、史跡の本質的な価値を確実に保存・継承することを前提とし、史跡及び周囲の歴史的環境・自然的景観との調和を図りながら、史跡の保存管理に努める。そのために下記の4点を方向性として示す。

- 本計画の現状変更等の取扱方針、取扱基準等に基づき、史跡の本質的な価値を損なうことがないよう史跡現地の遺構及びその出土品の、確実な保存管理を行う。
- 史跡内及びその周辺の歴史的環境・自然的景観の保全について、最大限留意をする。
- 常に最適な保存管理を実施するために、遺構の保存方法を検討する。
- 再葬墓について未解明な点、未発掘の範囲に関して、継続的な調査研究を行い、本質的な価値を高める。

第2節 保存の方法

○史跡及びその周辺の構成要素ごとの保存管理の方法を、下記のとおり定める。

1 史跡指定地を構成する諸要素

(1) 本質的な価値及びそれに付随する要素

ア 遺構：再葬墓遺構群，縄文時代晩期遺構群

- ・日常の維持管理を適切に行い、保存管理を確実に行う。一度調査で確認をした、現在埋没保存している土器については、特に注意を払う。
- ・地表面から浅い場所にある土器を保存するために、必要に応じて盛土を行う。少なくとも20cmの厚みが必要なことが判明している。その際には圧力で土器が破損しないよう、最大限留意する。
- ・防犯カメラ及び人の目により、常に観察・確認を行い、人災や自然災害等が起きた際には、迅速な対応を行う。
- ・史跡指定地内には、未発見の再葬墓遺構が存在する可能性があることから、史跡全体の保全を図り、弥生時代研究促進の基礎資料を蓄積するため、調査・研究を適切な範囲で実施する。

イ 出土遺物：再葬墓出土の人面付壺形土器及びその他出土遺物

- ・遺物管理台帳等を整備し、出土遺物を適切に保存管理する。必要に応じ、修復する。
- ・整備予定の文化財展示施設で公開し、来訪者が常に史跡に関する情報を得られるようにする。

（2）史跡環境を構成する要素

- ・再葬墓等が営まれた当時の環境が大きく損なわれないよう、適切な保存管理を行う。
- ・平安時代の集落跡，中～近世の土坑墓群については，日常の維持管理を適切に行い，保存管理を確実に行う。

（3）その他の要素

ア 管理施設

- ・説明板や案内標識等の日常の維持管理を適切に行い，保全に努める。破損・劣化等が生じた場合は，復旧・修理を適切に行う。
- ・管理施設の設置を検討する。

イ 取扱を検討すべきもの

- ・史跡内に存する電柱や樹木などの撤去等を行う場合は，後述の取扱基準に則り，本質的価値を損なうことが無いように実施する。

2 史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素

（1）史跡指定地外の泉坂下遺跡

ア 遺構，遺物包含層

- ・史跡指定地のまわりに広がる埋蔵文化財包蔵地は，将来的に史跡の追加指定対象範囲となる可能性があり，遺物包含層，遺構を確実に保存する。
- ・必要に応じて，発掘調査により遺跡の残存状況を確認する。出土遺物に関しても，遺物管理台帳等を作成し，適切に保存管理する。

（2）史跡周辺の歴史文化遺産

- ・「文化財保存活用区域」内に所在する，文化財及び伝承地等については，き損・湮滅等が起きないよう常に注視し，現状を変更する場合は，文化財保護法及び常陸大宮市文化財保護条例等の関係法令及び関連する個別計画に則って適切に取り扱う。

（3）自然・景観・土地利用

- ・東側の農地整備や，久慈川の流路，西側斜面，岩崎用水や周辺の地下水などの，環境変化や整備事業により，史跡に影響が及ぼされることのないように注視する。

（4）便益施設

- ・日常の維持管理を適切に行い，保全に努める。破損・劣化等が生じた場合は，復旧・修理を適切に行う。

3 史跡指定地の区域区分

史跡指定地及びその周辺は，図7-1で示すように4つのゾーンに区域区分する。史跡指定地の近接地域として，B：未調査ゾーン，C：埋蔵文化財包蔵地ゾーン，D：活用ゾーンに区域区分する。

Aゾーンは、史跡指定範囲であり、特に史跡中央部分は、再葬墓遺構が検出されている範囲で、最も価値のある区域である。縄文時代晩期の遺構は北側全体に広がり、同じく本質的価値を構成する区域である。南側は、弥生時代以降の遺構が検出されている範囲で、史跡内でその後の土地利用を視野にいたした区域である。B：未調査ゾーンは、未調査であるが、縄文時代晩期の遺構が存在する可能性があるため、今後調査を行う必要がある区域である。Cは、指定地外に広がる埋蔵文化財包蔵地であり、今後の調査・研究が行われる可能性がある区域である。D：活用ゾーンは、市有地であり、史跡指定地外に位置しているため、今後活用が検討される予定の区域である。

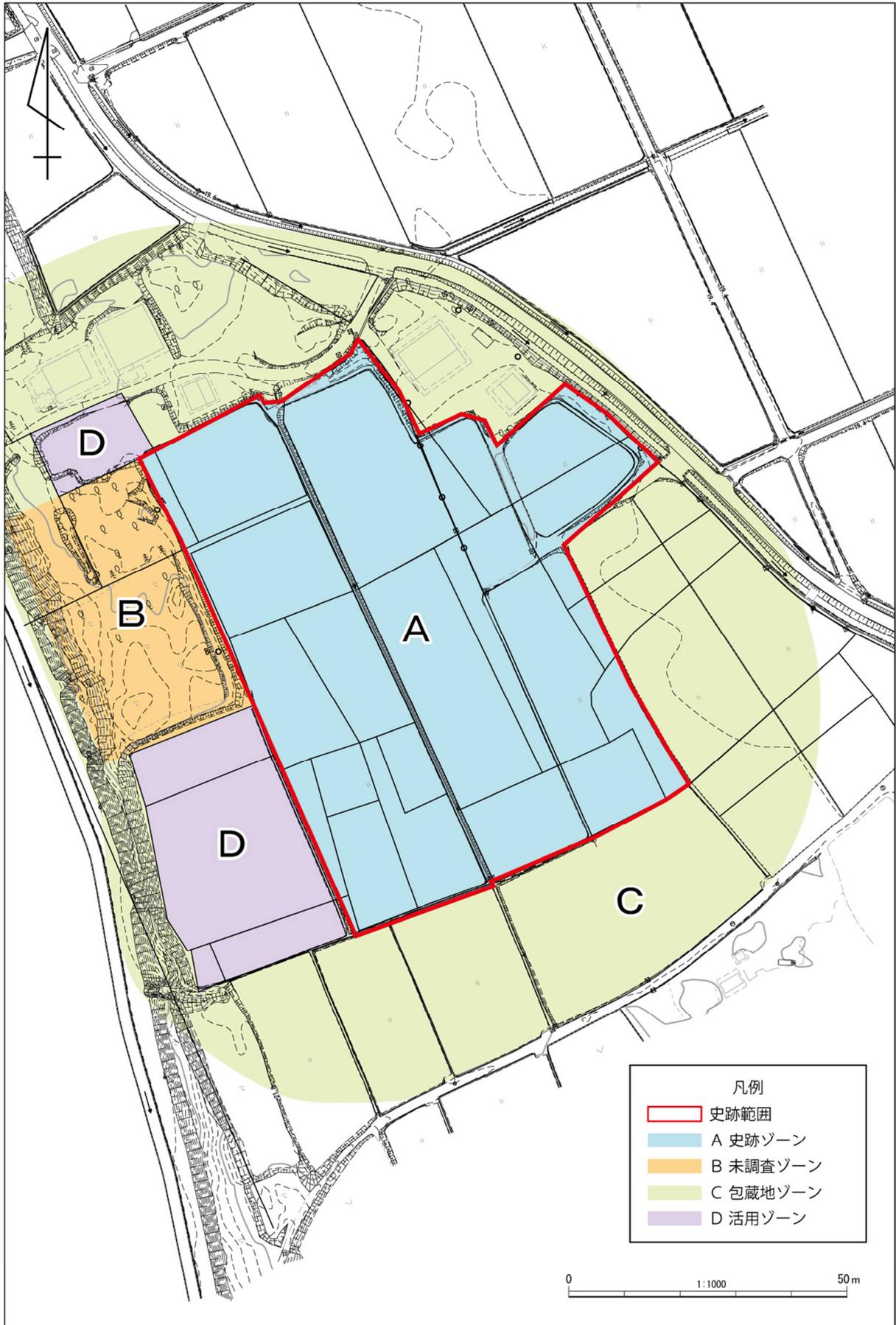


図7-1 遺跡内の区域区分

第3節 現状変更等の取扱

1 現状変更等の取扱方針

史跡の本質的価値を損なうことなく、次世代へ継承するため、現状変更等の取扱方針として、史跡の保存・活用・調査研究を目的とする行為以外は、原則として認めない。

2 現状変更等の取扱基準

「第1節 保存の方向性」、「第2節 保存の方法」、「第3節-1 現状変更等の取扱方針」に基づき、史跡指定地内で想定される現状変更等について、具体的な取扱基準を以下のように定める。

（1）現状変更等の行為

史跡指定地内で想定される現状変更等の行為は、以下のとおりである。

- ア 史跡の保存・活用を目的とした発掘調査及びその他の調査
- イ 史跡を確実に保存することを目的とした行為
- ウ 既存の史跡管理施設の修理・改修
- エ 史跡の公開・活用のための整備
- オ その他の現状変更等を必要とする事項

（2）現状変更等の取扱

【許可を要しない行為】

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条のただし書きでは、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。

ア 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に基づく「維持の措置」の範囲は以下のとおりである。

- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損または衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

想定される具体的な事例は以下のとおりである。

- ・地震や台風、火災等の非常災害の際の被害箇所の応急措置、被害防止拡大のための措置
- ・立ち入り禁止柵等、安全確保のために必要な工作物の設置
- ・被災した市民・来園者の避難・安全確保のための仮設物の一時的な設置 等

ウ 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更をとみなわない維持管理行為とする。

【都道府県又は市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等】

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第4項第1号イからチまでに掲げる事項は、現状変更等の許可及びその取消し並びに停止命令を都道府県又は市教育委員会が行う。

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロに同じ）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

（3）現状変更等の許可基準

（1）にあげた現状変更等の行為ごとに、許可基準を定める。

ア 史跡の保存・活用を目的とした発掘調査及びその他の調査

史跡の現状や内容を把握するための発掘調査等は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で実施するものに関しては認める。

イ 史跡を確実に保存することを目的とした行為

発掘調査やその他の調査の成果に基づいて、史跡の保存を目的とした整備等は、その方法等を十分に検討した上で行うものについては認める。

ウ 既存の史跡管理施設の修理・改修

施設の設置場所、施設の構造や色彩、施行方法等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮したものについては認める。

エ 史跡の公開・活用のための整備

発掘調査やその他の調査の成果に基づいて、史跡の本質的価値をより顕在化，周知することを目的とした公開・活用のための整備は，方法等を十分に検討した上で行うものについては認める。

オ その他の現状変更等を必要とする事項

そのほか，現状変更等に相当する可能性のある事項については，文化庁との協議等を踏まえ，案件ごとに個別に判断する。

第4節 史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の手法

史跡指定地を取り巻く周辺環境は，史跡が形成された要因を明らかにする自然的環境を示すものとして，史跡の成り立ちを理解する上で重要である。こうした文化的な景観を損なうことがないよう，関係法令及び関連する個別計画に則って適切に取り扱うものとする。

また，史跡指定地外においても，周知の埋蔵文化財包蔵地としての泉坂下遺跡が広がっており，また文化財保存活用区域内の一体的な保存活用を目指すことから，指定地外において開発等の土木工事が計画された際には，事業者と十分な事前調整を行った上，試掘・確認調査等を実施し，文化財保護法第93条若しくは同第94条に基づく適切な事務処理を行うことはもちろんのこと，史跡に関わる重要遺構が発見された場合には，その保存措置について，事業者に積極的な協力を求めるものとする。

第5節 史跡の追加指定

今後の調査で，常陸大宮市が指定地として確定した範囲外において，再葬墓遺構や縄文時代晩期住居跡等が検出されることが予想される。本質的価値に関わる諸要素が確認された場合，土地所有者と十分に協議をした上で，積極的な協力を受けることができるなど条件の揃った段階で，史跡の追加指定を検討し，関係機関との協議を推進するものとする。

第6節 公有地化

前項に基づいて史跡の追加指定がなされた場合，指定地外であっても史跡の保存・活用・整備を推進するにあたって，公有地化することが適当と考えられた場合，若しくは土地の譲渡等について所有者からの申し出があった場合においては，随時公有地化を検討するものとする。

第8章 活 用

第1節 活用の方向性

史跡を守り、継承していくためには、少しでも多くの人に史跡が大切なものであることを「知って」もらうことが必要であり、それをさらに多くの人と共有し地域外に「広めて」もらうことで、より史跡が人々に親しまれ、市民が史跡の価値を実感し、「誇りを持つこと」（地域プライドの創造）につながると考える。

このため、下記のとおり活用の方向性を定める。

- 教育機関や生涯学習事業と連携し、幅広い世代が楽しく学べる場としての活用を進める。そのために、史跡周辺の他の文化遺産や自然環境を、合わせて体験学習できるような活用も行う。
- 本質的価値である再葬墓等が、どのようなものか、当時の風習や世界観について史跡を通して学び、体感できるような活用方法を計画する。
- 再葬墓研究の拠点としての役割を意識し、史跡の継続的な調査研究及び、市内の他の再葬墓や全国の再葬墓についても調査を行い、その成果を広く公開・活用する。

第2節 活用の方法

前節で示す方向性に従い、生涯学習及び学校教育での具体的な活用方法を下記のとおり示す。また、より幅広い人々による活用を目指して、市民活動・ボランティア活動の場や再葬墓遺構研究の拠点としてのあり方や、情報発信や広域連携による活用の手法もあわせて示す。

1 歴史学習や郷土教育の場の提供

○幅広い世代が、状況に合わせて学べるように様々なプログラムを用意する。

(1) 生涯学習

- ・これまで行ってきたように、今後も定期的に、史跡及び弥生時代に関する講演会やシンポジウムを開催し、史跡に関する最新の調査研究成果を積極的に発信する。
- ・史跡の保存管理及び再葬墓研究に資する情報を目的として、計画的に実施していく発掘調査において、発掘調査成果を報告する現地説明会を状況に応じて開催する。また、成果を広く全国に公開するため、発掘調査報告書を刊行する。
- ・市職員等による出前講座や、周辺の遺跡・文化財等をあわせてめぐる見学ツアーを開催する。
- ・史跡及び地域の文化財等を紹介するガイド活動を行うボランティアを育成する。
- ・史跡での体験学習プログラムを開催し、弥生時代の葬送儀礼や暮らしを知り、感じてもらう機会をつくる。
- ・パンフレットや、周辺の文化財を周遊するルートマップ等が、幅広い世代に様々な利用をしてもらえるようなコンテンツを作成する。

(2) 学校教育

ア 小学校

- ・学習の素材として、史跡を利用しやすいように、デジタルコンテンツや紙媒体の資料、体験学習のプログラム、講座等、学年や授業の長さに応じた活用方法を検討する。
- ・自主的・自発的な学習や個々の学習意欲を高める学習等、学びの深まりや広がりを促すための活動例として、毎年市内小中学校に配布している「授業に役立つ資料館 歴史民俗資料館ご利用のしおり」に地域の遺跡を調べることが記載されている。その学習の素材の一つに史跡を利用する。

イ 中学校

- ・本市「中学校教育課程 社会」の第1学年における歴史的分野の学習に対応した校外学習として、現地の史跡を見学する仕組みを検討し、紙やデジタル媒体により、学習素材として活用していくための情報を提供していく。
- ・史跡のガイドブック「いずみのツボ」英訳版等を利用した学習等を検討する。

ウ 高等学校・大学等

- ・高等学校・大学等の生徒・学生が、史跡のガイド活動や調査研究活動等をとおして、その価値や魅力を広く発信するなど、史跡にかかわっていく環境を整えることを目指す。



写真 8-1 小学校の遺跡見学



写真 8-2 いずみと写真を撮ろう！

2 市民活動・ボランティア活動の場の提供

○史跡を大事な地域資産として次世代へと継承していくために、史跡が市民の自発的な活動を誘発する場となるような活用を行う。

- ・遺跡愛護団体やボランティアによるガイド活動等により、学習の成果を地域に還元したり、活かしていく場として史跡を提供する。
- ・郷育につながる地域アイデンティティーの醸成に寄与することを目的としたイベントやワークショップの企画・運営を NPO 法人や団体等と連携し検討していく。



写真 8-3 泉坂下遺跡に学ぶ陶芸講座

- ・地元企業等と連携し、人面付壺形土器をデザインした商品を開発する。
- ・史跡と周辺の文化財と自然景観や、その他の地域の魅力を物語るスポットも掲載された、楽しみながら歩くことができるマップを、市民やボランティアが参加するワークショップにより、作成していくことを検討する。
- ・今後計画する史跡の整備に、必要に応じて、地域住民、市民が参加する機会を創出することを検討する。

3 再葬墓研究の拠点

○本史跡は日本で唯一の国指定史跡となった再葬墓遺跡であり、再葬墓研究の拠点のひとつとして調査・研究を継続するとともに、その成果を公開することで、史跡がより広範囲に周知されることを目指す。

- ・史跡は、日本で最初の再葬墓の国指定史跡であり、弥生時代墓制の解明、ひいては東日本の弥生時代の社会や文化の解明が大きく進展する可能性を秘めている遺跡のため、継続的な調査及び研究の拠点として活用する価値が高い。
- ・史跡の調査研究に加え、常陸大宮市内の他の再葬墓や全国の再葬墓についても情報収集を行い、それらを公開することで、研究の拠点とする。



写真 8-4 文書名泉坂下遺跡と再葬墓研究の最前線

4 情報発信

○前述までの活用を推進するために、多様なコンテンツを作成・利用し、情報を発信する。

- ・史跡の内容や価値、史跡へのアクセス等の情報を広く発信するため、パンフレットやガイドブック等を各所で配架・配布する。また海外からの来訪者のために、多言語対応のパンフレットを作成する。
- ・史跡が立地する常陸大宮市の公共施設である歴史民俗資料館、文書館、市役所、図書館、文化センター等と連携した情報発信を行う。具体的にはパンフレットやガイドブックの配架・配布、史跡や弥生時代に関連する図書の配架、その他関連イベント等の情報提供等を計画する。
- ・市公式ウェブサイトや SNS、広報を活用して、史跡の内容や、関連イベント開催の情報等を広く発信する。
- ・新聞やテレビ等マスメディアと連携し、広域かつ効果的な情報発信を図る。

5 広域連携による活用の手法

○市内の他の文化財に関係する人々や、他地域、他機関との連携を図り、史跡の幅広い活用を行う。

- ・史跡及びその周辺の文化財保存活用区域は、整備予定の文化財展示施設のサテライト地域としての活用を行い、「西塩子の回り舞台」や「鷺子祇園祭」等周辺の有形・無形の文化財関係者や芸術家などの活動と連携して、史跡の情報発信を行う。
- ・ユニークベニューの場として史跡をとして各種活動の会場として利用し、文化財保護の気運を高揚させることを目指すことを検討する。
- ・再葬墓遺構を有する自治体や、大学・博物館等の研究機関、歴史研究団体と連携・協力して調査研究の進展と史跡の保存活用を図る。



図 8-2 史跡の活用イメージ

第9章 整備

第1節 整備の方向性

前章までを踏まえ、下記のとおり、保存のための整備と、活用のための整備を行う。

保存のための整備

- 史跡内の土中の土器及び遺構の保存のために、必要十分な盛土等保存管理に最大限配慮した措置を行う。
- 基本的に大規模な構造物等は設置せず史跡周辺の景観も含めた歴史的環境の保全に最大限配慮し、遺跡現地の環境をなるべく変えずに行う。
- 整備に際しては、史跡の本質的価値を正しく、わかりやすく伝え、史跡への理解を増進させることを目標とする。

活用のための整備

- 整備予定の文化財展示施設を拠点施設と想定し、史跡現地でしかできない、より多くの人が楽しめる体験・学習の場を目指し整備を行う。
- 継続的な調査研究が可能な整備を行い、その成果を整備の内容にも反映する。
- 研究成果や時代のニーズに合わせて柔軟な対応が可能な、デジタル技術の活用を含めた整備を目指す。

第2節 整備の方法

1 史跡指定地の整備

○史跡の本質的価値を確実に保存することを前提に、多くの人が史跡の価値を実感できるような活用を行うための整備を行う。

- ・史跡の恒久的な価値を最優先し、遺構、遺物の現地保存を担保するために必要であれば適切な盛土を行う。
- ・既存の史跡説明板の内容について再検討を行い、史跡の基本的情報、本質的価値を正しく伝えるとともに、史跡の再葬墓遺構をわかりやすく明示した説明板を追加する。
- ・本史跡を紹介し、その本質的価値をわかりやすく伝えるパンフレットや、ガイドブック、調査研究成果をまとめた図録等を作成し、広く配布する。
- ・ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、外国人や障がい者に対応した説明や施設等の整備を行う。
- ・デジタル技術を活用して、幅広い世代を対象に、弥生時代当時の集落や再葬、人々の暮らし等を体感することができるよう、現地においてタブレット端末等を利用した遺構のAR復元表示等を検討する。

- ・市公式ウェブサイトを活用して、史跡の情報発信を行う。
- ・整備予定の文化財展示施設が史跡のガイダンス施設としての機能を果たすよう整備を行い、上記の史跡指定地及び遺跡の整備に当たっては、連携及び役割分担を考慮する。



写真9-1 ARを利用した復元表示のイメージ（長岡京大極殿）



写真9-2 トレンチウォールと遺構検出地点に配置されたプレート（吉武高木遺跡）



写真9-3 遺構検出地点に配置された出土状況写真パネル（吉武高木遺跡）



写真9-4 展示施設内での床下展示（大阪歴史博物館：難波宮）

2 史跡周辺の整備

○史跡周辺の景観も含めた歴史的環境の保全に最大限配慮し、遺跡現地の環境をなるべく変えずに行うことを前提に、来訪者の安全と快適性に留意した整備を行う。

- ・史跡へアクセスするための史跡周辺の誘導サインの設置や、団体見学も想定した駐車場及び道路の整備等を、関連部署と協議・連携して行う。
- ・史跡指定地とその周囲が、人々が気軽に集い、憩うことができる場となるような史跡として整備する。ただし、史跡の重要性をき損するような遊戯的施設の整備は行わず、当遺跡全体をできるだけ現状のまま保存することに留意する。
- ・説明板、パンフレット等は多言語表記とする。

3 他の遺跡・文化財との連携

- ・前小屋城跡をはじめ、徒歩圏内に所在する周辺の遺跡・文化財と、史跡をあわせてめぐるための遊歩道やルートの案内標識、説明板等を整備し、必要に応じてベンチやトイレ等の便益施設の整備も検討する。
- ・上記回遊機能を整備する取組として、当史跡を新たに整備予定の文化財展示施設のサテライト地域のひとつと位置付け、展示施設内にそれらをめぐるルート情報を説明パネルやパンフレット等で提供する。

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の方向性

史跡の管理運営を行う文化財担当部署が、史跡の保存活用を適切に進めていくことが可能な体制を構築すること、及び庁内関係部署、各教育機関、史跡愛護団体、市内の企業等との連携を図り、効果的な事業展開を実施することを目指す。連携の方法としては、常陸大宮市文化財保存地域計画で示した「連携可能な事業」をもとに運営する。

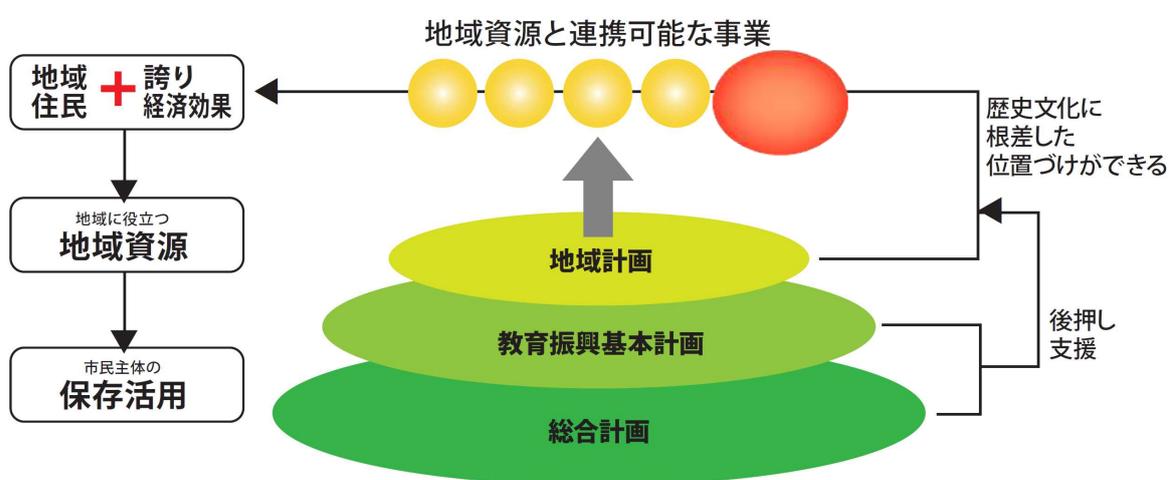


図10-1 地域計画における本計画と他事業との連携イメージ（地域計画内図91-1を加筆修正）

第2節 運営・体制の方法

1 担当部署等の体制

○史跡の保存活用を適切に進めていくことが可能な体制を構築する。

- ・史跡の保存管理と活用及び現地に所在する施設の管理は、市の文化財担当部署が行う。
- ・今後整備予定の史跡ガイダンス機能等を有する文化財展示施設の維持管理は、史跡と合わせた保存活用を行うことを念頭に、市の文化財担当部署の体制整備を検討する。
- ・再埋葬の研究拠点として、常に研究成果を発信できるよう、専門性の高い調査研究を継続的に行うことを可能とする体制構築を目指す。
- ・史跡の調査研究は、教育委員会、文化財担当部署が、建設予定の文化財展示施設、大学等と連携しつつ、有識者・文化庁等の指導・助言を受けながら、計画的に進める。
- ・史跡の保存活用及び整備については、泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会で協議する。史跡の整備完了後は、管理運営組織等を設立し、協議していくこととする。

2 庁内関係部署・学校との連携

- ・史跡の保存活用に当たり、生涯学習・学校教育・観光・農林・都市計画・交通等の分野を担当する庁内の各部署，小学校・中学校・高等学校・大学等と情報共有・意思疎通を図り，連携を強化する。

3 有識者，関係機関との連携

- ・史跡の保存活用を適切に行い，整備を進めていくために，文化庁，茨城県教育委員会の指導，有識者等の指導・助言を受ける。
- ・再葬墓遺構を有する他市町村や，大学・博物館等の研究機関，歴史研究団体等と協力して，調査研究を推進する。

4 多様な主体との連携

- ・史跡の活用においては，市民，ボランティア，NPO法人，地域活動団体等との連携を図っていく。
- ・イベントやワークショップを企画・運営するNPO法人や団体との協力体制を検討する。また，史跡・遺跡の積極的な情報発信のため，テレビや新聞等のマスメディアとの連携を図る。

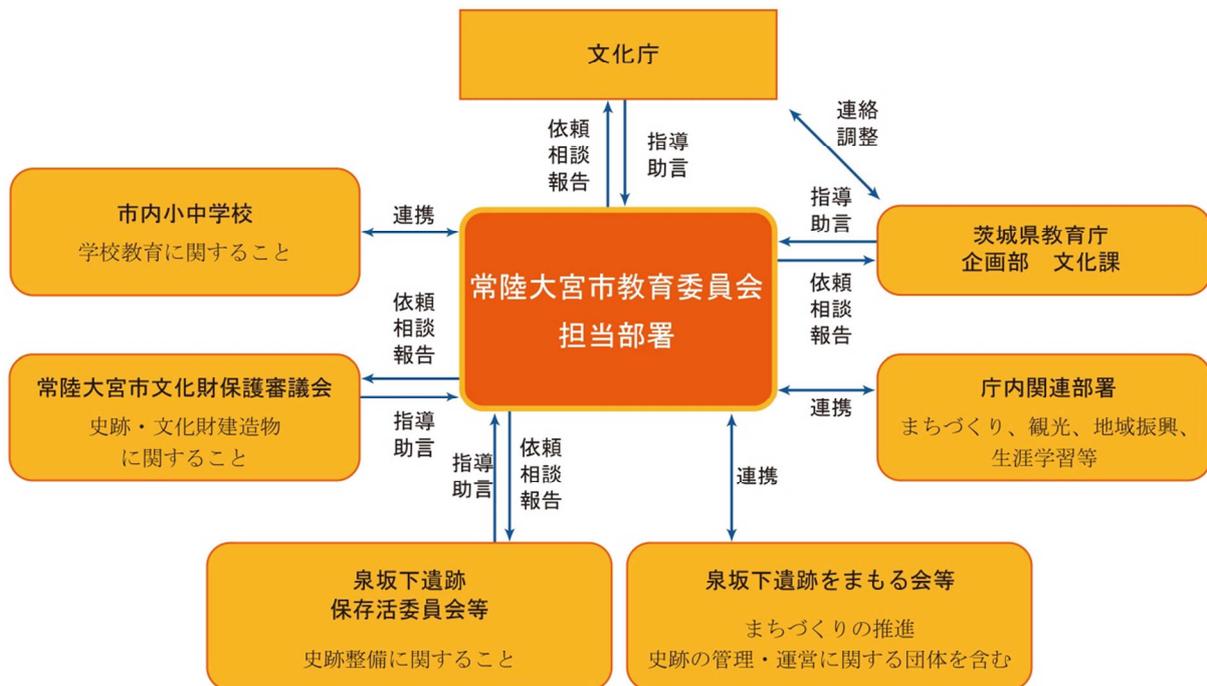


図 10-2 事業推進体制図

第 11 章 施策の実施計画の策定・事業の実施

本計画は、史跡整備の基本的な方向性を定めるものであり、計画期間の中で具体的な整備計画を立て、工事の実施・運営へと進めていく予定である（表 11-1）。また、施策の実施については、令和 4 年度（2022 年度）までの 3 年間で短期的計画、その次年度から第 1 次常陸大宮市「地域計画」の計画期間が終了し、計画が見直される令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間で中期的計画、更に 5 年後の令和 14 年度（2032 年度）までを長期的計画と位置付け、本計画の実施計画を表 11-2 にまとめた。本計画の見直しにあたっては、第 12 章を踏まえて検討する。

表 11-1 史跡整備のフローチャート

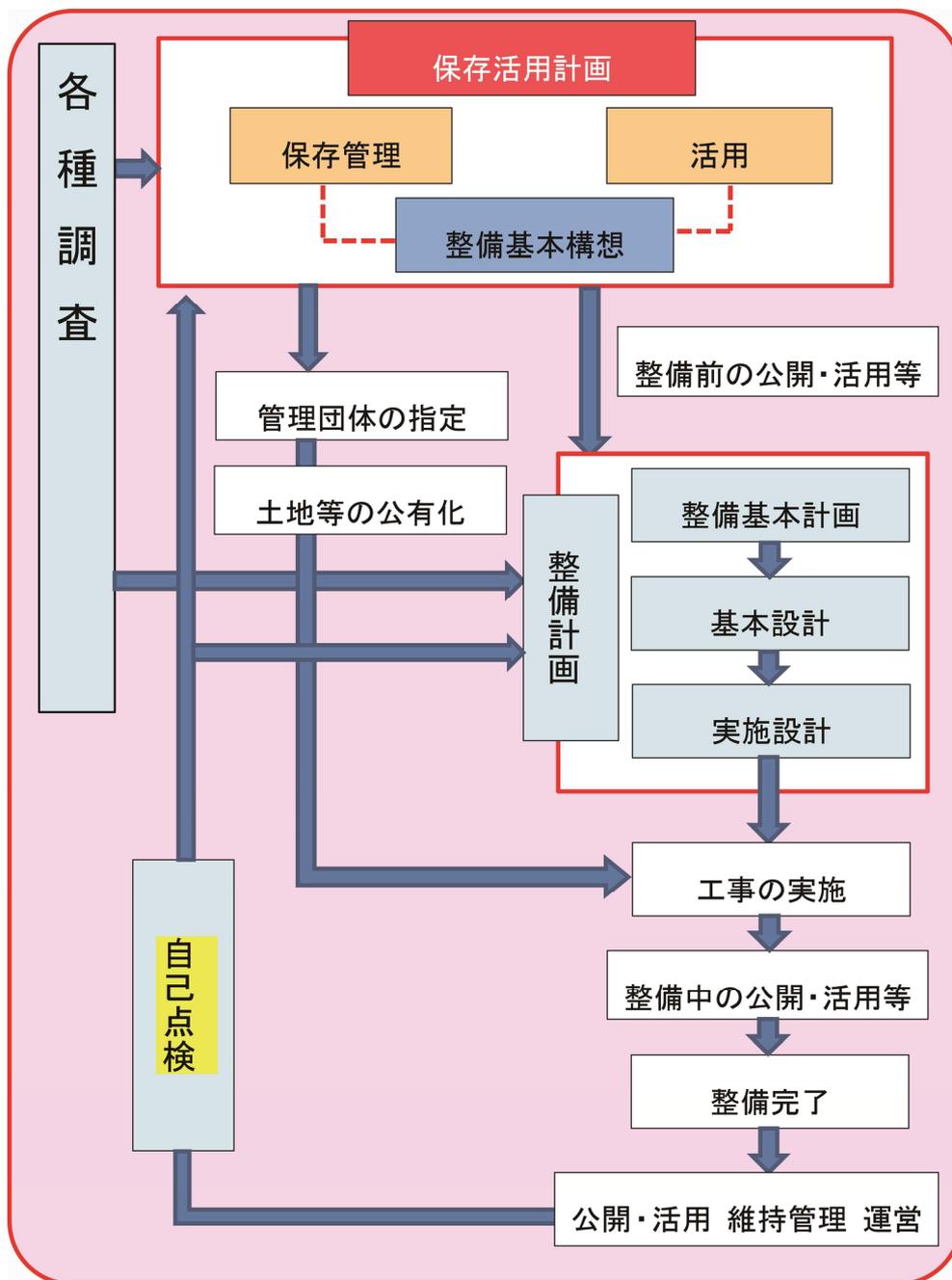


表 11-2 施策の実施計画の総括表

	項目	短期的計画 (～令和 4 年度)	中期的計画 (令和 5～令和 9 年度)	長期的計画 (令和 10～令和 14 年度)	
保存管理	調査研究			→	
	日常維持管理	樹木伐採・剪定, 除草, 定期見回り →	→	剪定 →	
	公有化	→			
	追加指定			→	
	保存活用計画	現状変更取扱基準の運用, 遺構・出土遺物の適正な保存管理		→	
活用	イベント, 体験プログラム等	企画・実施		→	
	学校教育	授業による史跡見学・教材開発, 現地見学会, 文化財講演会	開発出前講座,	→	
	出土遺物		文化財展示施設での展示手法等の検討 パンフレット	→	
	周辺資源	周辺資源のネットワーク化, 遊歩道ルート設定, 「弥生時代・再葬墓」研究拠点との連携		→	
	公共交通			利便性向上の働きかけ →	
	情報発信	マップ, ウェブサイト・SNS 等の充実, メディア連携		→	
整備	計画・設計 保存活用整備委員会	整備基本計画 →	実施設計 → 整備工事	→	
		整備検討	随時検討	経過説明・指導 →	
	遺構	再葬墓遺構群		再葬墓遺構の盛土保存 再葬墓遺構の表示 →	
		縄文・中近世時代遺構群		発掘調査 →	
				植栽等による遺構位置表示	
			AR, VR の検討	→	
	史跡周辺施設等		標柱, 境界杭設置, サイン整備	見学ルートの歩道等整備・環境に配慮した仕上げ舗装 →	
公共交通アクセス等		駐車場整備 進入路の整備	→		
運営・体制	ボランティアガイド		養成 →	ガイドの運用・支援 →	
	関係機関等との連携			→	
	管理運営組織等			準備・運用 →	
関連事項	公開・研究を促す施設 (研究拠点施設等)	整備計画	研究拠点施設 (構想中の文化財展示施設) 設計・整備工事	→	

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

第7章から第10章の内容について、短期的、中期的、長期的計画に基づいて経過観察の時期を設定し、実施する。

第2節 経過観察の方法

史跡の保存活用に当たっては、管理団体である常陸大宮市、あるいは保存活用整備検討委員会や管理運営組織等が中心となって、以下のような項目について経過観察を行い、その結果をその後の保存管理、整備、活用に活かしていく。

表12-1 経過観察項目一覧

区分	項目	観察時期(年)			観察主体	観察手法
		2022	2027	2032		
計画全体	・総合計画に位置づけられているか	○	○	○	事務局	整備委員会等への実績の報告
	・予算確保のための取組はあるか	○	○	○		
	・保存活用計画書の見直しは実施されているか		○	○		
保存管理	・史跡等の遺構・遺物の調査の進展はあったか	○	○	○	事務局	整備委員会等への調査等実施状況の報告
	・史跡の環境管理は適切に行われたか	○	○	○		
	・保護を要する範囲の追加指定は行われたか	○	○	○		
	・公有地化の進捗状況	○	○	○		
	・現状変更の取扱基準は適正に運用されているか	○	○	○		
活用	・イベントや体験プログラム等は計画的に企画・実施されたか	○	○	○	事務局 管理運営組織等	活用実績や年間利用者数、利用者意見の公開
	・授業による史跡見学等の教育への活用実績（学校数，児童生徒数）	○	○	○		
	・学習のための教材開発を行ったか	○	○	○		
	・出土遺物の展示実績	○	○	○		

区分	項目	観察時期(年)			観察主体	観察手法
		2022	2027	2032		
活用	・見学ルートは設定されたか	○	○	○	事務局 管理運営組織等	活用実績や年間利用者数，利用者意見の公開
	・周辺資源への見学者が増えたか	○	○	○		
	・公共交通の利便性は向上したか		○	○		
	・史跡の情報発信はされているか	○	○	○		
整備	・整備基本計画は策定されたか	○			保存活用整備検討委員会等 事務局	整備委員会等による整備基本計画と実施済み事業の評価，検証
	・研究施設は整備されたか		○	○		
	・再葬墓遺構群の整備は行われたか		○	○		
	・縄文・古代・中近世遺構群の整備は行われたか		○	○		
	・看板設置等によってガイダンス機能が向上したか	○	○			
	・AR, VR等による展示解説の整備は行われたか			○		
	・ボランティアガイドは設置されたか		○	○		
運営・体制	・他部署や地域との連携は十分であるか	○	○	○	事務局 管理運営組織等 ほか	管理運営組織等による活動実績の評価，公表
	・史跡の管理運営組織等は設立されたか		○	○		
	・組織の運営は適切に行われているか		○	○		

史跡泉坂下遺跡保存活用計画

令和2年10月策定

発行・編集 茨城県常陸大宮市教育委員会

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

印刷 山三印刷株式会社

